

# 自己点検・評価報告書

平成 30(2018)年 6 月  
四日市看護医療大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	8
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	10
基準 1 使命・目的等	13
基準 2 学生	21
基準 3 教育課程	39
基準 4 教員・職員	56
基準 5 経営・管理と財務	66
基準 6 内部質保証	79
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	83
基準 A 地域貢献	83
四日市市との公私協力体制の整備	83
生涯学習の拠点	85
人的資源の提供	86
V. 特記事項	87
VI. 法令等遵守状況一覧	88

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 四日市看護医療大学の建学の精神

#### 四日市看護医療大学の建学の精神

「人間たれ」

四日市看護医療大学は、学校法人暁学園の一員として、学園綱領である「人間たれ」の精神のもと、平成 19（2007）年 4 月に開学した。

本学の設置母体である暁学園は、第二次世界大戦終結直後、宗村佐信初代理事長が「民主的平和国家としての日本の再建は先ず教育の振興が急務である」との強い信念のもと、『・・・真ナル意味ニ於ケル民主主義ノ理解徹底並ニ文化国家日本ノ新生ハ現下ノ日本国民ノ教育水準ノ一段ノ向上ガ絶対ノ要件デアリ、就中女性ノ豊ナル教養ニ俟ツベキモノ多シ、別ケテモ過去ノ封建的残滓ヲ払拭シ民主的平和国家建設ノ為ニハ女性ノ社会的地位ヲ向上セシムルヲ要シ、之ガ地位向上ヲ実現センガタメニ女性ノ教育ヲ振興シテ教養ノ水準ヲ一段ト向上セシメザルベカラズ。・・・今、三重県下ヲ顧ルトキ未ダ一個ノ女子専門教育機関存セズ』（昭和 21（1946）年 3 月 20 日 暁学園設立の趣意書より抜粋）との思いから、当時の四日市市長吉田勝太郎氏らと計らい、昭和 21（1946）年財団法人暁学園として、暁女子専門学校（のちに暁学園短期大学へ改組、さらに四日市大学短期大学部へ校名変更）及び暁幼稚園を設立したことに始まる。

戦後の新しい教育体制に基づき、昭和 23（1948）年に暁小学校、暁中学校を、翌 24（1949）年には暁高等学校（全日制・定時制）を設立し、昭和 25（1950）年には短期大学制度の発足にともない、それまでの暁女子専門学校を暁学園短期大学に改組し、創設数年にして総合学園の基盤を確立した。さらに、昭和 63（1988）年には「この地に高等教育機関を」との地域社会の強い要望の中、四日市市の要請を受け、公私協力型大学の先駆的存在として四日市大学を開学し、ここに幼稚園から大学までを擁する総合学園としての一貫教育体制を構築することとなった。平成 19（2007）年には同じく四日市市の要請のもと、産業都市四日市の地域特性を見据えた、「産業看護を通して地域への貢献」を目指して、四日市看護医療大学を開学し、平成 23（2011）年には同大学院も開設した。

建学の精神である「人間たれ」は、暁学園が幼稚園から小学校、中学校、高等学校、短期大学までの校種を設立し、総合学園としての体制をようやく整えた昭和 25（1950）年に設置された「学園綱領制作委員会（委員長 五嶋孝吉暁学園短期大学初代学長）により検討され、学園創立者宗村佐信のもと学園綱領として決定されたものである。これについて、制定当時の五嶋孝吉学長は次のように述べている。

『「人間たれ」という我が暁学園の綱領は、世の移り変わりがどのように激しくても、人間教育のアルファであり、オメガであるものとわたしは確信している。その意味するところは、広く深いが、『愛は最高なり』ということと相通ずるものである。抜群の才能

を持ち、正義の人であっても愛がなかったら、すべては空しいことである。どのように科学が発達しても、また秩序整然たる社会が作られても、愛がなかったら空虚で不気味であろう。勝者の権力も敗者の愛情に遠く及ばない。私達は『人間たれ』の建学の精神を中核とした学園生活を送り、心豊かな人間像に一步でも近づくよう精進したい。」  
このように「人間たれ」とは「愛」ある心豊かな人間の形成を目指すものであり、人を愛し、学問を愛し、美を愛する人間を育てるということである。本学も暁学園の一員として、学園綱領「人間たれ」を建学の精神とするものである。

## 2. 四日市看護医療大学の基本理念

### 四日市看護医療大学の基本理念

「人間重視を根幹とした教育研究の実践」

「高度な知識・技術の教授と研究」

「地域社会への積極的な貢献」

本学は、かねてより4年制看護系大学の設置を熱望してきた四日市市と長年にわたり地元で私学教育に携わってきた暁学園（昭和21（1946）年設立）との公私協力方式により設置された。四日市看護医療大学の基本的な教育研究理念は、四日市市との周到的な開学準備の中で形成されたものであり、「四日市看護医療大学設置認可申請書」（平成18（2006）年4月）の「大学の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由」の中に「教育研究上の理念、目的」として示されている。それは、次の通りである。

#### 人間重視を根幹とした教育研究の実践

看護学は、人間を対象とした学問領域であることから、人間愛、倫理観に基づく「人間重視」の考え方を常に基本とし、人間の本質を問い、一人の人間から社会全体までを対象に、安全で快適な暮らしを創造できる保健師・助産師・看護師を育成する。

#### 高度な知識・技術の教授と研究

人間への理解、尊重そして洞察力に加え、確かな看護知識・技術を持ち、保健・医療・福祉現場での状況に応じた判断能力、管理能力と、他の保健医療専門職とのチームワーク、コーディネート能力を有する保健師・助産師・看護師を育成する。

#### 地域社会への積極的な貢献

本学が公私協力方式により設立されることを踏まえ、時代の要請に柔軟に対応しながら市民からの負託に応えるべく積極的に地域貢献を行い、地域社会に対し質の高い教育と研究の成果を提供する。特に産業都市である四日市市への貢献として、産業看護の教育と研究に力点をおく。

看護とは、保健師・助産師・看護師が患者／クライアントと接しながらそのニーズを満たす行為であり、保健師・助産師・看護師が対象者とどのような人間関係を形成するかによって、看護の質が左右されるという特徴を有する。看護は、ヒューマンケア、すなわち人権の尊重を基盤にした健康生活の支援であり、実施に際しては、正確な知識・技術と豊かな人間性に基づく行為が求められる。したがって、学生が看護を実際に体験する中で、患者／クライアントと直接対峙し、援助的な人間関係の形成について学ぶことが重要であり、その人間関係を基盤にして看護の諸目的を遂行する方法を体得する必要がある。保健師・助産師・看護師には、ヒューマンケアの担い手としての実践能力や

倫理的判断力を高め、さらに心のケア、スピリチュアルケア、精神的看護の要素も求められている。そのため、社会人・医療人として望まれる豊かな人間性を培い、かつ高度で最先端の専門学芸を教授研究し、応用的能力を展開させること、さらには産業都市である当地域の特性に鑑み、産業看護の充実という地域社会への積極的な貢献を教育研究の基本理念としている。3つの基本理念は、四日市看護医療大学の目指すべき大学像を開学当初に示したものであり、今後もこの基本理念を堅持していくものである。

### 3. 四日市看護医療大学の使命・目的

#### 四日市看護医療大学の使命・目的

教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする。

#### 四日市看護医療大学大学院の使命・目的

看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

四日市看護医療大学は、地域における看護人材の安定的な確保とその資質向上、地域社会の要請に応えられる確かな専門性と豊かな人間性を兼ね備えた資質の高い保健師・助産師・看護師を養成するとともに、充実した生涯学習機能を有する大学としての役割を果たすことを目的として、学校法人暁学園と四日市市の公私協力方式により設置された。したがって、建学の精神及び大学の基本理念を基盤としながら、大学においては「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする」（「四日市看護医療大学学則」第1条）と定めている。

また、大学院においては「四日市看護医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする」（「四日市看護医療大学大学院学則」第1条）と定めている。

大学において養成を目指す人材として以下の7つの人材像を掲げ、教育目標としている。

- ・ 人間性を尊重した対人関係形成能力を備えた人材
- ・ 医療技術者間における調整・指導のための基礎的能力を備えた人材
- ・ 人権を尊重し、患者／クライアントの権利を擁護する人材
- ・ 安全で的確な実践力を有する人材
- ・ 的確な判断と問題解決能力を備えた人材
- ・ 課題探求・自己研鑽能力を備えた人材
- ・ 産業看護の知識・技術を持った人材

また、大学院において養成を目指す人材として以下の5つの人材像を掲げ、教育目標としている。



- ・広い視野と柔軟な思考力・想像力をもち、看護科学の開拓と進展に貢献できる看護教育・研究能力を有する人材
- ・進行する少子・高齢社会に対応して、保健・医療・福祉システムを創造的に構築できる企画・調整・統括的能力を有する人材
- ・急激に変化する経済・社会の動向に対応し、活力ある地域社会創造のためにリーダーシップを発揮でき、対象者のみならず家族や地域の健康促進に貢献できる人材
- ・人々の生活改善に直結する質の高い看護を提供するために、高邁な倫理観を持ち、高度な専門知識・技術を有する看護実践者
- ・産業構造の急激な変化に伴い、社会的に必要性が高まっている産業看護の専門的知識を有する人材

#### 4. 四日市看護医療大学の個性・特色

**四日市看護医療大学の個性・特色**  
「産業看護分野の教育・研究」「地域社会への貢献」

本学の位置する四日市市及びその周辺地域は、中京工業地帯の中にあつて、国際貿易港である四日市港を中心に、臨海部の石油化学工業、内陸部での自動車・電子機器等、製造業が盛んな我が国有数の産業集積地である。このような立地環境を考慮し、本学は、働く人々の健康の保持増進への支援を行う「産業看護」の学術研究の拠点となる大学として設置された。働く人々並びに事業者を対象とした「産業看護」は、看護学の中でも新しい分野であるが、近年特に注目されている分野でもある。高齢化の進展や生活習慣病、メンタルヘルス不調者の増加は、活力の低下をきたし、生産性も落としてしまうことが考えられるが、「産業看護」は働く人々の心身の健康づくりへの支援を通して生理的年齢を下げ、労働能力の維持、増進を図ることも目的の一つとしていることから、産業都市である四日市市の発展に大きく貢献でき、地域のニーズに対応した大学としての役割を果たせるものである。本学は、地域密着型の大学を目指しており、その学術研究の成果を三重県、四日市市をはじめとする地域社会へ積極的に還元するため本学の附置研究機関である地域研究機構に「産業看護研究センター」を設け、同センターを核として産業看護の普及活動を担っている。

また、四日市市との公私協力方式により設置された大学であるという性格から「地域の生涯学習機会の拠点」及び「社会貢献機能」という2つの機能にも大きな比重を置き、大学の個性・特色の一つとしている。本学の設置にあたっては、特に大学の地域開放を推進し、充実した生涯学習機能を有する大学としての役割を果たすことが期待された。地域社会からの大学利用の要望として、共同研究、図書や施設の利用、公開講座、講演会、出張講義、産業看護職への継続教育、地域・臨床の場で働く看護職への産業看護教育、一般の労働者、中小企業の経営者に対する健康教育等の開催などが挙げられるが、本学はこのような需要に対応しつつ、地域に開かれた大学として生涯学習の拠点の役割を担っており、多くのメニューを用意して「人の集まる大学」として機能している。さらに、三重県内外の他の大学や研究機関、医療機関、自治体、NPO、企業、高等学校、地域住民に至る幅広い人々と連携・協働し、共同研究や情報の提供、生涯学習の機会と場の提供を行い、看護・医療技術、健康意識の高揚等のため積極的に地域社会への貢献活動に取り組むことにより、本学の社会的使命を果たしている。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

四日市看護医療大学の設置母体である学校法人暁学園は、昭和 21（1946）年、当地の実業家であった宗村佐信によって創立され、爾来 65 年間にわたり「人間たれ」の学園綱領（建学の精神）のもと聡明で心豊かな人材の養成に努力を重ねてきた。幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・大学院を擁する三重県下唯一の総合学園として、この地における私学教育の一翼を担い、地域社会に貢献している。

本学は、平成 19（2007）年に四日市市の強力なバックアップ（約 10 億円の設置助成）のもと公私協力型大学であることを特色とし、看護学部のみ単科大学としてスタートした。その後、平成 23（2011）年には大学院看護学研究科を開設し、教育研究活動の高度化を図っている。

なお、本学を後継校として位置付けている四日市市立四日市高等看護学院は、昭和 17（1942）年に開設された四日市市立四日市病院附属看護婦養成所を前身とし、昭和 46（1971）年に開学した。地元四日市市を中心とした三重県内の医療機関などに 1,337 人の卒業生を送り出し、公立の看護師養成機関として一定の役割を果たしてきたが、本学の開学を受けて平成 21（2009）年 3 月に閉校し、38 年間の歴史に幕を下ろした。

本学の主たる沿革は次の通りである。

四日市看護医療大学沿革		
昭和 21（1946）年	3 月	財団法人暁学園（現在の学校法人暁学園）設立認可
平成 18（2006）年	4 月	四日市看護医療大学設置認可申請
平成 18（2006）年	11 月	四日市看護医療大学設置認可
平成 19（2007）年	4 月	四日市看護医療大学開学 看護学部看護学科開設 第 1 回入学式挙行政 産業看護研究センター開所
平成 20（2008）年	3 月	米国カリフォルニア州立大学ロングビーチ校との間に学術 交流協定締結
平成 22（2010）年	5 月	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）設置認可申請
	10 月	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）設置認可
平成 23（2011）年	3 月	第 1 回卒業式・学位記授与式挙行政
	4 月	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）開設 大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）第 1 回入学式挙行政
平成 24（2012）年	4 月	入学定員を 95 人から 100 人へ変更
平成 25（2013）年	3 月	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程） 第 1 回学位記授与式挙行政
平成 26（2014）年	4 月	四日市地域研究機構を四日市看護医療大学地域研究機構に改組
平成 27（2015）年	4 月	学生支援センターを教育推進・学生支援センターに改組、IR 課 設置
平成 28（2016）年	4 月	サロン MIE 開設

四日市看護医療大学

2. 本学の現況

- ・ 大学名 四日市看護医療大学
- ・ 所在地 三重県四日市市萱生町 1200 番地
- ・ 学部構成 看護学部看護学科  
大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）

・ 学生数、教員数、職員数

学生数 (単位：人)

学部	学科	入学定員	収容定員	在籍学生数					
					1年	2年	3年	4年	合計
看護	看護	100	400		10	12	12	9	43
				男	101	100	104	107	412
				女	111	112	116	116	455
				合計					
研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数					
看護学	看護学	10	20		1年	2年	合計		
				男	2	1	3		
				女	4	8	12		
				合計	6	9	15		

教員・助手数

(単位：人)

学部	学科	専任教員・助手							兼任教員	合計
			教授	准教授	講師	助教	助手	合計		
看護	看護	男	2	1	3	0	0	6	16	22
		女	7	7	8	11	2	35	52	87
		合計	9	8	11	11	2	41	68	109
研究科	専攻	専任教員							兼任教員	合計
看護学	看護学		教授	准教授	講師	助教	助手	合計		
		男	2	0	1	0	0	3	7	10
		女	6	5	0	0	0	11	9	20
		合計	8	5	1	0	0	14	16	30

職員数

(単位：人)

	専任職員		パート	合計
	正職員	嘱託職員		
男	10	0	1	11
女	4	2	6	12
合計	14	2	7	23

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

#### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

#### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

四日市看護医療大学の使命・目的は、設置母体である学校法人暁学園が掲げる「暁学園綱領(建学の精神)」及び四日市看護医療大学が開学当初に示した大学構想に基づく「大学の基本理念」とを踏まえて明確となっており、「四日市看護医療大学学則」では、その第1条（目的）に「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする」と定めている。

大学院においても「四日市看護医療大学大学院学則」の第1条（目的）に「四日市看護医療大学大学院は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする」と定めている。

看護学は人間を対象とした学問領域であることから、心の豊かさ、人としてのやさしさを持ち、深い人間理解と倫理観をもった人材の養成が要求されている。また、保健・医療・福祉の高度化と技術の急速な発展に対応し、良質な看護サービスを提供していくためには、確かな看護知識・技術並びにエビデンスを生み出す研究能力、自己を成長させていく自己啓発能力をもち、科学的思考と問題提起及び解決能力を備えた人材が必要とされている。さらに、公私協力方式で設立されている本学は、地域社会に貢献しうる実践力を備えた人材の育成が求められており、四日市市という産業都市におけるニーズに応えるためには住民の多数を占める労働者や経営者への看護、つまり、産業看護の知識・技術も必要とされる。

そのため、本学では使命・目的を達成するため、養成を目指す人材像として大学では7項目、大学院では5項目を具体的に掲げ、教育目的としている。

目指す人材

<p>〈学部〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人間性を尊重した対人関係形成能力を備えた人材</li> <li>・ 医療技術者間における調整・指導のための基礎的能力を備えた人材</li> <li>・ 人権を尊重し、患者／クライアントの権利を擁護する人材</li> <li>・ 安全で的確な実践力を有する人材</li> <li>・ 的確な判断と問題解決能力を備えた人材</li> <li>・ 課題探求・自己研鑽能力を備えた人材</li> <li>・ 産業看護の知識・技術を持った人材</li> </ul>
<p>〈大学院〉</p> <p>「生命の尊厳と深い人間理解への指向」「社会性への指向」「多様性への指向」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広い視野と柔軟な思考力・想像力を持ち、看護科学の開拓と進展に貢献できる看護教育・研究能力を有する人材</li> <li>・ 進行する少子・高齢社会に対応して、保健・医療・福祉システムを創造的に構築できる企画・調整・統括的能力を有する人材</li> <li>・ 急激に変化する経済・社会の動向に対応し、活力ある地域社会創造のためにリーダーシップを発揮でき、対象者のみならず家族や地域の健康促進に貢献できる人材</li> <li>・ 人々の生活改善に直結する質の高い看護を提供するために、高邁な倫理観を持ち、高度な専門知識・技術を有する看護実践者</li> <li>・ 産業構造の急激な変化に伴い、社会的に必要性が高まっている産業看護の専門的知識を有する人材</li> </ul>

なお、本学では、開学以来「見る、護る、そしてつながる」をキャッチフレーズとして用いているが、これは本学の人材養成の目標を端的に表現した言葉である。「安全で的確な実践力を有する人材」「的確な判断と問題解決能力を備えた人材」が「見る、護る」すなわち「看護」の基本であり、「人間性を尊重した対人関係形成能力を備えた人材」「人権を尊重し、患者／クライアントの権利を擁護する人材」では「ひととのつながり」を、「医療技術者間における調整・指導のための基礎的能力を備えた人材」「産業看護の知識・技術を持った人材」では「社会とのつながり」を、「課題探求・自己研鑽能力を備えた人材」では「未来とのつながり」を、それぞれ得られる人材の養成を目指している。

以上のように、本学の使命・目的及び教育目的は簡潔かつ明確に文章化されている。

◇エビデンス集 資料編

【資料 1-1-1】 四日市看護医療大学学則

【資料 1-1-2】 四日市看護医療大学大学院学則

【資料 1-1-3】 四日市看護医療大学学生便覧

【資料 1-1-4】 四日市看護医療大学大学院学生便覧

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学及び大学院の使命・目的と教育目的は、暁学園綱領（建学の精神）「人間たれ」と本学の基本理念である「人間重視を根幹とした教育研究の実践」「高度な知識・技術の教授と研究」「地域社会への積極的な貢献」から導かれたものである。今後、建学の精神や基本理念と同様に、教職員、学生、保護者、受験生などの間に十分浸透するよう、従来以上に具体性と明確性に留意しつつ、大学案内などの印刷物や大学公式ホームページのほか、学式をはじめとした式典やオープンキャンパス、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動、教育後援会、公開講座などのあらゆる機会を通じて、その意味内容をわかりやすく伝達していく。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-2-② 学内外への周知

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

産業都市四日市市との公私協力方式により誕生した本学の個性・特色は、「産業看護分野の教育・研究」及び「地域社会への貢献」である。

大学の使命・目的は、「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする」（「四日市看護医療大学学則」第1条）と定められており、「地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成すること」としているように、「地域社会への貢献」を個性・特色とする大学であることが明示されている。さらに、教育目的である7つの人材像の1つに「産業看護の知識・技術を持った人材」を掲げており、「産業看護の教育・研究」とその成果を生かし「地域社会へ貢献」することが明示されている。

大学院の使命・目的は、「四日市看護医療大学大学院は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする」（「四日市看護医療大学大学院学則」第1条）と定められており、こちらにおいても「地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与すること」としているように「地域社会への貢献」を個性・特色とする大学院であることが明示されている。さらに教育目的である5つの人材像においては「産業構造の変化に伴い、社会的に必要性が高まっている産業看護の専門的知識を有する人材」と「急激に変化する経済・社会の動向に対応し、活力ある地域社会創造のためにリーダーシップを発揮でき、対象者のみならず家族や地域の健康促進に貢献できる人材」が掲げられており、「地域社会へ貢献」及び「産業看護の教育・研究」の両方が明示されている。

本学の使命・目的及び教育目的は、学校教育法第83条、大学設置基準第2条などの法令に適合している。学校教育法第83条は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と規定しており、同条第2項は、「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」としているが、本学の使命・目的及び教育目的はこれらの条項に適合するものとなっている。さらに、大学設置基準第2条は、「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるも



のとする」と規定しているが、「四日市看護医療大学学則」第1条（目的）には「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、看護医療の分野に関する専門知識・技術の教育と研究を行い、あわせて豊かな教養と人格を兼ね備え、地域の保健、医療、福祉に寄与し、地域の活力向上に資する看護医療専門職の人材を育成することを目的及び使命とする」と定めており、これを満たしている。

本大学院の使命・目的及び教育目的については、学校教育法第99条、大学院設置基準第2条などの法令に適合している。学校教育法第99条は、「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と規定しており、本学大学院の使命・目的及び教育目標はこの条項に適合するものとなっている。さらに、大学院設置基準第2条は、「大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする」と規定している。「四日市看護医療大学大学院学則」第1条（目的）には「四日市看護医療大学大学院こは、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする」と定めており、これを満たしている。

大学の使命・目的及び教育目的は、「四日市看護医療大学設置認可申請書」に記載されたものである。同申請書の作成にあたっては、理事・評議員でもあった初代学長と現在の理事長・学長が中心となり設置構想をまとめた。大学の使命・目的や教育目的についても関与・参画の上、策定されたものである。これらは大学設置認可申請前に評議員会及び理事会に諮られ、当時の理事長以下全役員理解と支持を得た上で文部科学省へ提出されている。教職員については、FDやSDの取り組みの中で大学の使命・目的及び教育目的を理解するよう努めており、支持されているものである。大学院についても「四日市看護医療大学大学院設置認可申請書」に記載されたものであり、大学と同様の手続を経て、役員と教職員理解と支持を得ている。

大学の使命・目的及び教育目的は、「四日市看護医療大学学則」「四日市看護医療大学学生便覧」「四日市看護医療大学大学案内」「四日市看護医療大学ホームページ」などに明示されており、教職員だけではなく、学生、保護者、受験生、その他の関係機関にも理解されるよう努めている。特に学生に対しては、「学生便覧」の冒頭に建学の精神（学園綱領）、基本理念、使命・目的、教育理念を記載し、入学時のオリエンテーションをはじめとして、電子掲示板を利用するなど通常の学生生活の中においても、使命・目的や教育目的について触れる機会を設け、あらゆる機会を通じてその周知を図っている。また、保護者に対しては、教育後援会役員会並びに保護者懇談会時に学長から詳しく説明し、周知を図っている。大学院の使命・目的及び教育目的についても、大学と同様に「四日市看護医療大学大学院学則」「四日市看護医療大学大学院学生便覧」「四日市看護医療大学大学案内」「四日市看護医療大学ホームページ」などで明示している。本学は四日市市との公私協力方式で設置されていることから、四日市市との間で「四日市看護医療大学運営協議会」を開催している。ここには四日市市副市長をはじめ、教育長、関連部局の長なども出席しており、この場で教育目的を示している。

## 四日市看護医療大学

本学は、平成 19（2007）年の開学後、大学の完成と大学院の開設・完成を中長期的な目標として計画的に運営されてきた。平成 23（2011）年 3 月には看護学部看護学科が初めての卒業生を送り出し、翌 4 月には大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）が開設された。この間の活動は、「四日市看護医療大学設置認可申請書」及び「四日市看護医療大学大学院設置認可申請書」を誠実に履行することにより、これらの設置認可申請書に示された使命・目的及び教育目的を反映させたものとなっている。

この内容は現在の暁学園第 6 次中期経営計画に示された強化プランにも反映したものとなっている。

本学の掲げる 3 つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも大学の使命・目的及び教育目標は反映されている。

・四日市看護医療大学のディプロマ・ポリシー

ディプロマ・ポリシーについて学部では、「本学の教育理念を踏まえ、教育課程を修了し、卒業認定を受けるのは、以下の知識・技術・態度を備えている学生である。」として6点を、大学院では、「本大学院修士課程に2年以上在籍し、各専攻領域で定められた教育プログラム（共通科目および専門科目を合わせて30単位以上）を履修、修得することが必要である。所定の単位を取得し、学際的で深い科学的知識と高い研究能力・実践能力を有する者に修士(看護学)の学位を授与する。そのためには、以下の学修成果をあげることが求められる。」として4点を明示し、学位授与に関する方針としている。

〈学部〉

本学の教育理念を踏まえ、教育課程を修了し、卒業認定を受けるのは、以下の知識・技術・態度を備えている学生である。

1. 豊かな人間性、社会人としての広い見識
2. 看護の高い専門性に基づく実践力
3. 働く人を含む生活者の健康支援の視点
4. 高い倫理性とヒューマンケア
5. ヘルスケアシステムにおける看護専門性と他職種との連携
6. 未来につながる人間成長とキャリア発達

〈大学院〉

本大学院修士課程に2年以上在籍し、各専攻領域で定められた教育プログラム（共通科目および専門科目を合わせて30単位以上）を履修、修得することが必要である。所定の単位を取得し、学際的で深い科学的知識と高い研究能力・実践能力を有する者に修士(看護学)の学位を授与する。そのためには、以下の学修成果をあげることが求められる。

1. 修士論文コースの修了者は、各専攻領域における修士論文の作成を通して、体系的な研究方法を体得する。
2. 専門看護師（CNS）コースの修了者は、高度な専門医療の実践の基盤となる、状況に応じた看護実践能力を体得する。
3. 自ら積極的に課題を探求し、主体的に解決しようとする能力、専門的職業人としての研究的視点を持ち、看護に対する科学的探究心を体得する。
4. 健康に対する社会的ニーズを認識し、保健・医療・福祉チームの一員として、国内外で広く社会に貢献する能力を体得する。

・四日市看護医療大学のカリキュラム・ポリシー

カリキュラム・ポリシーにおいても建学の精神や大学の基本理念を踏まえた上で、「四日市看護医療大学学則」第1条や「四日市看護医療大学大学院学則」第1条に記された大学・大学院の使命・目的が果たせるようなカリキュラムの構成方法について言及している。

〈学部〉

1. 大学の理念、学部の教育理念、教育目標、学年別到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させたマトリクス型のカリキュラムである。
2. 人の支援に関わる専門職の育成という視点から、教養教育を充実させるとともに、高い倫理性をもったヒューマンケアのできる看護実践力を育てるカリキュラムである。
3. 設立の趣旨、大学の立地地域の特性をふまえ、産業看護の精神・知識・技術をもとに、あらゆる場における働く人々の健康支援を視野に入れたカリキュラムである。
4. 人の発達と生活を軸にライフサイクル・ライフプロセスに沿って、人々の健康課題の解決に向けて看護実践できる能力を育成するカリキュラムである。
5. 健康の概念は社会・心理・医療モデルを取り入れたカリキュラムである。

〈大学院〉

本研究科では、各専門分野の高度な看護実践者、看護学教育者、看護学研究者を育成するために修士論文コースと専門看護師（CNS）コースを置く。

カリキュラムは広い視野で看護を学ぶための学際的な科目から構成する「共通科目」、各専門分野において深い専門性を学ぶ「専門科目」からなり、次のように教育課程を編成している。

1. 共通科目は個々の学生の必要性に合わせて、修士論文コースと専門看護師（CNS）コースのどちらの学生でも履修できるように配置している。
2. 専門科目は「看護学基盤分野」「産業看護学分野」「看護学実践分野」の三分野から構成する。
3. 修士論文作成のための専門科目として特別研究Ⅰと特別研究Ⅱ、課題研究論文作成のための専門科目として、課題研究Ⅰと課題研究Ⅱがある。実施にあたっては研究計画発表会などにより研究プロセスを段階的に学んでいくことができるように、全学的な指導体制をとっている。
4. 専門看護師（CNS）コースでは、急性看護学領域におけるケアとキアを融合した看護実践力、保健・医療・福祉チーム内の調整力などの育成をめざし、一般社団法人日本看護系大学協議会で認定された専門看護師（CNS）教育を展開している。

・四日市看護医療大学のアドミッション・ポリシー

アドミッションポリシーにおいても、建学の精神と大学の基本理念を踏まえながら、「四日市看護医療大学学則」第1条や「四日市看護医療大学大学院学則」第1条に記された大学・大学院の使命・目的が果たせるような入学者の受け入れ方針を明示している。

〈学部〉

本学は、四日市市、市立四日市病院と暁学園との公私協力方式により設立された大学であり、設置母体である暁学園の綱領「人間たれ」を教育研究活動の根幹とし、豊かな人間性と高度な専門性を備えた看護師・保健師・助産師を育てることを建学の精神としています。

そのため、本学では社会人・医療人として望まれる豊かな人間性を培い、かつ高度で最先端の専門学芸を教授研究し、応用的能力を展開させること、さらには大学設立の趣旨や当地域の特性をふまえ、地域社会のあらゆる場における人々への支援を実践し、地域社会への積極的な貢献を教育研究の理念、目的としています。

したがって、本学では、特に地域貢献に高い関心を持つ入学者を受け入れること、また基礎的な知識及び技能に加え、豊かな人間性や明確な目的意識を持った入学者の受け入れを基本方針としています。

○本学の求める学生像

1. 高等学校までの基礎的な知識・技能を有する者
2. 愛情をもって人と接し、自己の成長に努められる意欲がある者
3. 物事を探求し、主体的に取り組む意欲がある者
4. 何事に対しても自ら考え、判断し、表現する能力を有する者
5. 看護の実践力を身につけ、地域社会に貢献できる意欲がある者

〈大学院〉

四日市看護医療大学大学院看護学研究科は、専門性の高い看護学の修得を志向し、主体的に学修できる意欲のある次のような入学者を求めています。

1. 看護学専攻の教育を受けるための基礎的な知識や技術を有する者
2. 高度専門職業人または教育研究者として、看護学や看護実践の発展の貢献する意欲を有する者
3. 看護学や看護実践に対する高い追究心を持ち、主体的な勉学および自己啓発に積極的である者

本学の教育研究組織の構成は、以下の通りとなっている。

・学部

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、看護学部に入学生員を 100 人とする看護学科を設けている。機能的かつ効果的な教育が期待できる適切な数の教員を確保して教育研究活動を展開しており、地域の活力向上に資する保健師・助産師・看護師の養成を行っている。

・大学院

大学院看護学研究科（入学生員 10 人）は、使命・目的及び教育目的に基づき修士論文コースに「看護学基盤分野」「産業看護学分野」「看護学実践分野」の 3 分野を設けている。「看護学実践分野」には、地域からの強い要請により専門看護師（CNS : Certified Nurse Specialist）養成のため専門看護師（CNS）コースを設け、「急性・重症患者専門看護師」の養成を行っている。修士論文コースでは看護教育・研究能力を有する人材を、専門看護師（CNS）コースでは高度な専門知識・技術を有する看護実践者をそれぞれ養成している。

・地域研究機構

平成 26（2014）年に学校法人暁学園より移管された「地域研究機構」では、「地域研究センター」「産業看護研究センター」「看護研究交流センター」の 3 つの部門それぞれが人的資源の提供や生涯学習機会の提供を図り、地域貢献の推進に努めている。

上記 3 つの教育研究組織では、専任教員が兼任することで整合性が図られ、本学の使命・目的及び教育目的達成のために有機的に機能している。

◇エビデンス集 資料編

【資料 1-2-1】四日市看護医療大学学則

【資料 1-2-2】四日市看護医療大学大学院学則

【資料 1-2-3】四日市看護医療大学学生便覧

【資料 1-2-4】四日市看護医療大学大学院学生便覧

【資料 1-2-5】地域研究機構設置規程

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の個性・特色である「産業看護分野の教育・研究」「地域社会への貢献」は、すでに使命・目的及び教育目的に明示されているが、教職員はもとより、学生、地域の関係者の理解と協力が得られるよう一層努力する。今後、社会情勢の変化等に対応し、使命・目的及び教育目的の見直しを図る場合には、適切に個性・特色が明示されるよう留意する。

大学及び大学院の使命・目的と教育目的は、現時点においては法令に適合したものとなっているが、法令の改正等が実施された場合には適切に対応することとする。

大学及び大学院の使命・目的や教育目的については、役員には理事会・評議員会を通じて、教職員には FD や SD などの機会を通じて一層の理解と支持が得られるよう今後も努めていく。

学内外への周知については、四日市看護医療大学ホームページや大学案内等の印刷物のほか、オープンキャンパス等のイベントを通じて広く情報を開示し、正確な情報の提供に努めていく。特に、地域社会に対しては、年に 2 回実施している公開講座を通じて、更なる充実を図りたい。そして、在学生については、入学式やオリエンテーション以外の通常の学生生活の中においても、使命・目的や教育目的について触れる機会を設けていく。

教育研究組織については、本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、教育研究の継続性を維持するとともに、質の向上に一層努力していく。教員の採用を行う場合には、公募を原則としているが、今後も本学の使命・目的及び教育目的を理解し、支持する優秀な教員の確保に努める。

#### 【基準 1 の自己評価】

大学の使命・目的及び教育目的は、それらの基盤となる建学の精神や基本理念とともに入学式や卒業式等の行事において常に理事長、学長等から伝えられており、また「四日市看護医療大学大学案内」や「四日市看護医療大学学生便覧」等の印刷物、「四日市看護医療大学ホームページ」にも掲載され、さらには、市民向けの公開講座を通じて、学内外に向けて発信されている。このことから、大学の使命・目的及び教育目的は明確であり、かつ学内外への周知も図られていると言える。

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神や基本理念と同様に、実際のカリキュラムや学生生活とどのように結びついているかについて、不断の検証が必要となる。FD 委員会をはじめ各種委員会活動等を通じて折に触れて議論を深めるとともに、四日市市、市立四日市病院をはじめとした本学に関係する諸機関あるいは媒体を通じて学内外に周知するための工夫を凝らし、一層明確で実のあるものとしていく。

**基準 2. 学生**

**2-1 学生の受入れ**

**2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知**

**2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施とその検証**

**2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、設置母体である暁学園の綱領「人間たれ」を教育研究活動の根幹に据え、豊かな人間性と高度な専門性を備えた人材を育てることを建学の精神とし、学部と大学院のアドミッション・ポリシーを下表のとおり定めている。

<p>学部</p>	<p>本学は、四日市市、市立四日市病院と暁学園との公私協力方式により設立された大学であり、設置母体である暁学園の綱領「人間たれ」を教育研究活動の根幹とし、豊かな人間性と高度な専門性を備えた看護師・保健師・助産師を育てることを建学の精神としています。</p> <p>そのため、本学では社会人・医療人として望まれる豊かな人間性を培い、かつ高度で最先端の専門学芸を教授研究し、応用的能力を展開させること、さらには大学設立の趣旨や当地域の特性をふまえ、地域社会のあらゆる場における人々への支援を実践し、地域社会への積極的な貢献を教育研究の理念、目的としています。</p> <p>したがって、本学では、特に地域貢献に高い関心を持つ入学受入れを受け入れること、また基礎的な知識及び技能に加え、豊かな人間性や明確な目的意識を持った入学受入れを基本としています。</p> <p>○本学の求める学生像</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高等学校までの基礎的な知識・技能を有する者</li> <li>2. 愛情をもって人と接し、自己の成長に努められる意欲がある者</li> <li>3. 物事を探求し、主体的に取り組む意欲がある者</li> <li>4. 何事に対しても自ら考え、判断し、表現する能力を有する者</li> <li>5. 看護の実践力を身につけ、地域社会に貢献できる意欲がある者</li> </ol>
<p>大学院</p>	<p>四日市看護医療大学大学院看護学研究科は、専門性の高い看護学の修得を志向し、主体的に学修できる意欲のある次のような入学受入れを求めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 看護学専攻の教育を受けるための基礎的な知識や技術を有する者</li> <li>2. 高度専門職業人または教育研究者として、看護学や看護実践の発展に貢献する意欲を有する者</li> <li>3. 看護学や看護実践に対する高い追求心を持ち、主体的な勉学および自己啓発に積極的である者</li> </ol>



このアドミッション・ポリシーは、「四日市看護医療大学ホームページ」「四日市看護医療大学学生募集要項」「四日市看護医療大学大学院学生募集要項」に掲載しており、本学の情報を収集する受験生とその保護者や高等学校の進路指導担当者等、多くの方に対して分かりやすく公開するように努めている。また、オープンキャンパスや進学相談会など広報活動の中で、来訪者に対し説明を行い、アドミッション・ポリシーの浸透を図っている。

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、入学者受け入れの方針に基づき、以下の通り入学試験を実施している。

### 1) 学部の入試

学部の入試については、出身高等学校長の推薦を受ける推薦入試、学力試験で合否を判定、選抜する学力入試の他、大学入試センター試験利用入試などを実施することで入試区分を多様化し、アドミッション・ポリシーに沿う高い資質を持った学生を幅広く求め、確保するように努めている。特に、本学独自の奨学生入試を設け、奨学生として採用、入学した者には、在学中の学費の一部が貸与され、卒業後地元地域で就業すれば貸与された奨学金返還が免除されるという制度を実施している。また、学生募集の対象には高等学校卒業（見込）者だけでなく、社会人等特別選抜入試で社会人や大学既卒者を受け入れるための門戸を広く開いている。

平成 30(2018)年度入学者選抜試験として実施された入試区分と、それぞれの選考方針の概要を以下に記す。なお、本学の入試制度（入試日程、試験科目、選考方法など）は入試委員会で協議して原案を作成の上、学部は教授会、大学院は研究科委員会で決議される。

### A. 推薦入学試験

#### 公募制

出身高等学校長から推薦された卒業見込みの者および前年度卒業した者を対象とする。選考方式としては「小論文方式」と「基礎テスト方式」の2方式を設定している。前者では小論文を課し、基礎学力検査は行わない。ただし、面接を実施し、その評価は合否判定の参考資料として利用する。後者では外国語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ）、国語（国語総合（古文・漢文を除く））、数学（数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学A）、理科（化学基礎、生物基礎）の4教科5科目から2科目選択のため、文系または理系の志願者が各人の得意科目で受験することができる。募集人員は20名である。

#### 併設校制

本学園の併設校である高等学校長から推薦された卒業見込みの者で、本学を専願する受験生を対象とする。選考方法としては、面接を課し、調査書等と併せ総合的に評価し選考している。募集人員は若干名である。

### B. 学力入学試験

教科の学力試験に基づく入試区分として、前期、後期と2回実施している。前期日程

は英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ）を必須科目とし、国語（国語総合（古文・漢文を除く）、数学（数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学A）、理科（化学基礎、生物基礎）の3教科4科目から2科目を選択し、計3科目で実施している。後期日程は英語が必須科目でなくなり、4教科5科目から2科目を選択する形で実施している。募集人員は40名。

C. 大学入試センター試験利用入学試験

学力入試とは異なる視点の学力検査として、大学入試センター試験の成績を利用する入試区分である。前期日程は、外国語（『英語』（リスニング含む））を必須科目とし、国語（『国語』（近代以降の文章））、数学（「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」）、理科（「化学基礎」「生物基礎」2科目または「化学」「生物」）から高得点2科目を採用し、計3教科3科目の合計点で選考している。後期日程については、外国語が必須科目でなくなり、外国語、国語、数学、理科から高得点2科目を採用し、2教科2科目の合計点で選考している。募集人員は10名。

D. 育成会奨学生入学試験

本学独自の奨学生制度である「四日市看護医療大学育成会奨学生」を採用する入試区分である。前期日程は、推薦入学試験「基礎テスト方式」と同様の入試問題と面接により選考しており、後期日程は、学力入学試験前期日程1日目と同様の入試問題と面接により選考を行っている。募集人員は30名。

E. 社会人入学

社会人経験を有する者や、4年制大学を卒業した者および卒業見込みの者で、将来、看護師資格等を取得して社会貢献したい人材を求めめるための入試区分である。選考方法としては、小論文、面接、提出書類の内容を総合的に評価して選考している。募集人員は若干名。

F. 編入学試験

看護師の資格を有し看護系大学または短大の既卒者及び卒業見込みの者、看護系専修学校の専門課程を修了した者及び修了予定の者を対象とする。なお、平成24年（2012）年度試験より編入学での募集は停止し、収容定員に欠員が見込まれる場合に限り、編入学試験の実施について協議することとした。

平成30(2018)年度入試の各区分における入学者数を下表に示す。

	推薦入試	学力入試	センター試験 利用入試	育成会奨 学生入試	社会人等特 別選抜入試	計
募集定員	20	35	10	30	若干名	100
入学者数	53	25	4	30	1	113
割合	46.9%	22.1%	3.5%	26.6	0.9%	100%

各入試区分における合否判定は、入試委員会で試験結果を評価し作成された合否判定案を教授会に諮り、その審議を経て決定される。合否の結果については、インターネット上の合否照会サイトで確認でき、正式には本人宛に合格通知を郵送している。

## 2) 大学院の入試

大学院入試はⅠ期、Ⅱ期に分けて実施している。学力試験（専門科目、英語）、面接、提出書類を総合的に評価し、大学院研究科委員会での審議を経て合否を決定する。

なお、平成 30(2018)年度は 10 名の募集定員に対して、6 名（Ⅰ期 1 名、Ⅱ期 5 名）の入学者があった。

本学では、入学者の受入れについては、入試委員会、入試判定教授会での慎重な討議を経て入学者数を決定している。

過去 4 年間の入学者状況を下表に示す。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入学定員	100	100	100	100
入学者数	111	121	112	113
定員倍率	1.11	1.21	1.12	1.13

過去 4 年間、入学者数は入学定員の 1.11 倍から 1.21 倍で推移しており、適正な入学者数を確保できている。

なお、大学院に関しては、平成 25（2013）年度以降、入学者数が募集人員を下回っており、今後の広報活動の改善が必要な状況である。

### ◇エビデンス集 資料編

【資料 2-1-1】2018 年度四日市看護医療大学学生募集要項

【資料 2-1-2】2018 年度社会人等特別選抜学生募集要項

【資料 2-1-3】2018 年度四日市看護医療大学大学院学生募集要項

【資料 2-1-4】四日市看護医療大学入試委員会規程

【資料 2-1-5】四日市看護医療大学教授会規程

【資料 2-1-6】四日市看護医療大学大学院看護学研究科委員会規程

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部の入学者受入れについては、過去 5 年間の状況を見る限り安定した学生の受入れが維持できている。ただし、2018 年度以降、18 歳人口が徐々に減少するとの統計がでており、私立大学の置かれる立場は一段と厳しくなると考えられる。今後は、IR 課で試みようとしている学生の受入れに関する情報収集・分析等も活用しながら、入試広報活動の見直し、改善を実施し、安定的な志願者確保と、アドミッション・ポリシーで定める人材の確保を実現していく。

大学院に関しては、今後も安定的な入学者を確保するために、継続的な広報活動が必要であると考え、特に卒業生への情報発信や地元医療機関への個別訪問等により、アドミッション・ポリシーの浸透を図っていく。

## 2-2 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生への学修支援及び授業支援に関しては、教育推進委員会、教務委員会、学生委員会、実習委員会及び教育推進学生支援センターを中心に教員と職員が協働し、全学的に取り組んでいる。以下に具体的な学修支援についてまとめる。

##### 1) シラバスの充実

シラバスは、全ての授業科目において、その授業科目の到達目標、事前・事後学修の内容、及び成績の評価基準を明記するようしており、学生はシラバスを参照する事でスムーズに学修が進められるようにしている。2016（平成 28）年度から学生の事前・事後学修時間の確保のためにシラバスにも事前・事後内容も明記し、2017（平成 29）年度から全ての科目が三つのポリシーのどの位置づけなのかについて明記するようにし、学生への学修支援を行った。シラバスには前学期・後学期の「教員のメールアドレス一覧」を掲載し、学生がいつでも授業内容の質問などの問い合わせをすることができるようにした。

##### 2) 新入生オリエンテーションの実施

新入生のスムーズな大学生活への移行を支援するために、教育推進・学生支援センターと教務委員会、学生委員会が中心となって、入学式後の 2 日間新入生オリエンテーションを行っている。オリエンテーションでは、看護学部の教育方針、三つのポリシー、大学の授業の仕組み・履修登録などの学修に関わる基本事項、学生生活全般、図書館・コンピュータ演習室などの学修支援施設、健康管理（健康診断を含む）など、学修支援、大学生活に関わる事項の情報提供を行っている。

またこの時に、アドバイザーとなる教員を発表し、同時にアドバイザー教員と学生のグループミーティングを実施し、アドバイザー教員が学修上・生活上の窓口になることを学生に知らせている。

##### 3) 学期オリエンテーションの実施

在学生に対しても、教育推進・学生支援センター、教務委員会、学生委員会、キャリア支援委員会が中心となって各学年開始時にオリエンテーションを実施し、履修登録、学生生活、国家試験対策、就職活動について説明している。また後学期では災害対策への避難訓練を実施している。

また、在学生に対してもオリエンテーション時にアドバイザーミーティングを行っている。

#### 4) アドバイザーによる学修支援

アドバイザーは、教育推進・学生支援センターと協力し、随時以下の学修支援を行っている。

- ・授業科目の履修登録に関する相談・助言
- ・履修状況に関する指導・助言
- ・休学・復学・退学の相談
- ・留学に関する相談
- ・心身に障がいのある学生に対する修学上の支援
- ・その他学修に関すること

#### 5) 休学者・退学者などへの対応

休学者・退学者については、教育推進・学生支援センター長が、必ず届けを提出前に個別面談を行い、状況及び今後の予定などの確認を行い、アドバイザー教員とも連携を図っている。

#### 6) オフィスアワー制度

専任教員の全授業科目にオフィスアワーを設定しており、授業中の不明点等の学生が質問できる体制を取っている。シラバスには、専任教員のオフィスアワーの実施日時・実施場所、教員のメールアドレスなどを掲載している。

TAについては平成24(2012)年度に制度が整えられたが、より良いあり方を検討しているところである。なお、大学院生は全員が定職をもつ社会人であり、TA 該当者はいないが、本大学院の修了生を非常勤講師やゲストスピーカーに招き、先輩からの助言、指導を受ける機会を設けている。また、複数の教員から研究指導が受けられるよう25年度に導入した「副指導教員制」の積極的活用を図っている。平成29年度現在、6名の学生に副指導教員を配置している。

#### 指導教員及び副指導教員に関する申し合わせ事項

平成29年4月26日

1. 指導教員の申し出により、各大学院生について1名または複数の副指導教員を定める。
2. 副指導教員は教授または准教授とする。  
【補足】副指導教員については「必ずしも教授でなくてもよい」こと、および「できるだけ、院生の研究テーマに関連する研究領域の教員が望ましい」とする。
3. 本申し合わせ事項は、申し出の年度に限り適用される。
4. 副指導教員の承認は、研究科委員会が行うものとする。  
(副指導教員の役割)
  - ・研究科委員会にて承認された副指導教員は、指導教員の指示を受け、指導教員の業務を代行することができる。
  - ・副指導教員は指導教員と協働して大学院生の研究指導を担当する。
  - ・副指導教員は指導教員が不在時等、指導教員と相談のうえ、演習を直接担当することができる。

**(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）**

オフィスアワーについては専任教員の全授業科目にオフィスアワーを設定しており、授業中の不明点などの学生が質問できる体制をとっている。この点については、各年度の各期に行っている授業評価では、約 3 割の学生は講義・演習科目、約 7～8 割の学生は臨地実習で教員に質問等を行っており（平成 27～29 年度）、オフィスアワーは一定の役割を果たしていると考ええる。またアドバイザー制度については、約 7～8 割の学生はやや活用しやすい・活用しやすいと回答している。このことからオフィスアワーとアドバイザー制度により学生への学修支援は一定の評価がされていると考ええる。

大学院では、研究科委員会、教育推進学生支援センター会議での報告・審議を経て学長が決定する体制のもとで、教務担当者会議を中心とする教員と教学課職員が協働し、教育・研究に関わる年間スケジュールの運営、学生への学修や学生生活に関する情報の提供、相談に応じるなどの支援に取り組んでいる。

今後は、FD 委員会等へ学生を参画させて意見等を聞くなど、より学生の要望を叶える仕組みづくりを考えていく。

◇エビデンス（資料）

【資料 2-2-1】四日市看護医療大学教育推進・学生支援センター規程

【資料 2-2-2】シラバス（【F-12】と同じ）

【資料 2-2-3】平成 29 年度 学生生活調査

【資料 2-2-4】平成 29 年度 授業評価アンケート

## 2-3 キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1) 教育課程内でのキャリア教育

本学の学生は、国家試験受験資格取得のため、カリキュラム内で臨地実習が必修科目となっており、多くの学生の就職先となる医療機関や行政、企業、地域の協力を得て実習を行っている。実習を通じて必要な知識・技術を修得するほか、医療現場の職員や患者・家族、行政・企業職員、地域住民との対応を通じてコミュニケーション能力等を養っている。

また、大学で学ぶために必要な9つの力（聴く、読む、書く、調べる、整理する、まとめる、表現する、伝える、考える）を身につけるための科目を1年次に設定し、外部指導者の招聘などの工夫を含め、早い段階で備えるべき基本的な能力の醸成を図ることとしている。

平成29(2017)年4月からは、大卒者として社会で求められる能力を客観的に測定し、現状と課題を把握する手法として、1年生と4年生にPROG (progress report on generic skills) テストを実施することとし、今後の教育方法へ役立てる仕組みを確立した。

大学院においては、専門看護師(CNS)コースの学生が認定資格取得のための日本看護協会が行う認定試験のための学習会や5年ごとの更新審査を受けるための支援を、専門看護師(CNS)コース担当教員が大学院生・修了生を対象に所属する病院や施設と協力して定期的実施している。

修了生への継続教育としては、研究計画発表会、研究論文発表会のほか、大学で実施している様々な研修会について案内するなど意を配している。

##### 2) 教育課程外でのキャリア教育

教育課程外でのキャリア教育としては、カリフォルニア州立大学ロングビーチ校との学術交流協定を締結しており、同校の看護学科の学生や教員との相互交流推進の一環として、2年次に海外研修を実施している(30名)。アメリカの医療・看護事情を知ることにより、英語学修、異文化交流による能動的な学びの機会を提供し、知見の向上を図っている。

##### 3) 社会的・職業的自立に関する支援体制

キャリア支援委員会を中心に教学課、学生生活委員会が連携し、インターンシップの案内や各医療機関等からの求人情報をいち早く教育推進・学生支援センターで公開している。

就職活動に対する支援としては、アドバイザー教員による就職支援や外部講師によるマナー講座や就職支援を実施しているところである。



**(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）**

就職試験や国家試験に対して不安を持つ学生が必ずあるため、精神的支援として学生相談室との連携を強化するなど一層の対策を進めるほか、近年は小論文を課する就職先が増加しているため、その対策を強化する。

また、社会で求められる汎用的能力の測定（PROGテスト）を導入したことにより、入学から4年生となるまでの能力変化を比較し確認することができるため、その結果を教育活動に確実に反映させていく。

◇エビデンス（資料）

【資料 2-3-1】 PROGテスト

【資料 2-3-2】 カリフォルニア州立大学ロングビーチ校との学術交流に関する協定書

## 2-4 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」「基準項目 2-4 を満たしていない。」

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1) アドバイザー教員による支援

教育推進・学生支援センター及び学生生活委員会が中心となり、一人ひとりの学生に対して教員がきめ細かな関わりを行い、学生を支援するアドバイザー制度を構築している。アドバイザー制度は、教育推進・学生支援センターと学生生活委員会が中心となり運営している。アドバイザー教員は、概ね10名～15名程度の学生を受け持ち学生生活全般、履修、健康、就職などについての相談に応じ、必要に応じて学生相談室などと連携して支援している。また、各学生の担当アドバイザー教員は、全教員に公開されており、担当学生の情報はアドバイザー教員に提供される仕組みとなっている。

4月のオリエンテーションにおいてアドバイザー教員を紹介し、グループミーティングや個人面接を実施するほか、年に1回開催される保護者会において、希望に応じアドバイザー教員が保護者と面談し、学生生活、履修状況、就職等について説明している。

毎年、アドバイザー教員に対し研修会を実施し、教員の質担保を図っている。

##### 2) オフィスアワー

全教員が学生の学業以外の質問や相談にも対応できるよう、教員が必ず研究室にいる時間帯（オフィスアワー）を設けている。シラバスや大学のホームページ上に公開しており、特に新生にはオリエンテーションにおいて十分に説明をしている。

##### 3) ハラスメント相談

ハラスメント対策委員会が中心となり、学生が有意義な勉学、学生生活に専念できるようにハラスメント防止に対する対策をとっており、複数のハラスメント相談員を配置している。直接の相談だけでなく、電話やメールでの相談にも応じている。

教職員に対して、毎年ハラスメント研修会を実施し防止啓発を行っている。

##### 4) 相談室

臨床心理士の資格を有する職員を直接雇用しているため、大学との意思疎通が円滑にできている。相談は、直接の来訪のほかメールや電話、教学課、アドバイザー教員を通して可能としているほか、QRコードを公開し、容易にスマートフォンからの予約などができるよう工夫している。4月のオリエンテーションにおいて、全学年に臨床心理士から直接学生相談室の利用方法を説明し、後学期のオリエンテーションでは相談室のチラシを配布するなど、学生への認知を高めている。また、相談員はアドバイザー教員への研修講師として教員の相談技術向上にも寄与している。

##### 5) 保健室

教育推進・学生支援センター内に保健室を置き、専任職員（看護師）を配置している。日常の健康対応のほか、臨地実習が必修科目である本学で必要な感染症対策（小児感染症やB型肝炎抗体検査等）も保健室で行っている。

大学院では、仕事を継続しながら学べるよう土曜日や夜間開講を実施しているほか、2年間で修了が困難な学生には長期履修制度を設けており、履修期間を3年まで選択可能とする体制をとっている。

遠距離通学の学生も多く、交代勤務等による時間的な制約もあることから、申請書類のスリム化や手続きを電子化するなど、効率化を図っている。

また、経済的な支援として入学・授業料の減免制度を設けており、該当者全員が利用している。

専門看護師(CNS)コースにおいては、平成27年度(2015年)「職業実践力育成プログラム(BP)」に認定、平成28年度(2016年)には「専門実践教育訓練講座」の指定を受け、対象学生には補助金が支給される体制を整えた。

#### ◇エビデンス（資料）

【資料2-4-1】アドバイザーの手引き

【資料2-4-2】ハラスメント相談員一覧

#### (3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

アドバイザー制度については、多くの学生が学生生活調査において「利用しやすい、やや利用しやすい」と回答しており、定着しつつある認識であるが、よりきめ細やかな対応や効率的な連携となるよう学生の意見等を取り入れながら運用の見直しを図っていく。

保健室や学生相談室についても、高い割合で学生が「利用しやすい、やや利用しやすい」と答えており、適切な運営がなされていると考えているが、利用件数が少ないことから、実際に利用する必要があるのか、利用したいができていないのかなどの実態をより正確に把握する対策を講じていく。

大学院では、院生が社会人であることから、学業と仕事・家事育児との両立が円滑に進むよう申請手続きの電子化を促進する等、きめ細かなサービスを提供していく。

## 2-5 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

#### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地面積は 15,468 m<sup>2</sup>、校舎面積は 11,236.35 m<sup>2</sup>である。その他、隣接する四日市大学との共用施設として、グラウンド 24,000 m<sup>2</sup>、体育館 2,577 m<sup>2</sup>、クラブハウス 690 m<sup>2</sup>、食堂 1,127 m<sup>2</sup>がある。

学部校舎は、4 階建ての講義棟と 5 階建ての実習棟からなる。講義棟には、大小合わせた講義室が 8 室と学長室、保健室、事務室等がある。実習棟には、分野別の実習室 4 室、講師以上の個別研究室 24 室、助教室 3 室、助手室 2 室、図書館、コンピュータ演習室、学生ラウンジ等がある。

平成 22(2010)年 3 月に四日市大学から移管された 9 号館に大学院があり、3 階に大学院生研究室 2 室、演習室 2 室、院生控室、5 階に教員研究室 24 室がある。

PC(Personal Computer)の設置状況については、大学として 2 階コンピュータ演習室に 42 台、図書館内のコンピュータ室に 15 台設置されている。また、大学院生用には、合計 20 台の設置となっている。利用可能時間は、コンピュータ演習室は月曜日から金曜日の 9:00 から 17:00（試験期間中などは 19:00 まで延長の場合あり）、コンピュータ室は月曜日から金曜日の 9:00 から 21:30、土曜日と日曜日の 9:00 から 17:00 までの授業以外の時間に自由利用ができる。大学院の PC 利用に関しては特に制限はない。

上記の教育用 PC の他に各研究室には教員用 PC が設置され、また、事務職員全員に PC が配備されている。これらは、学内ネットワークに接続されており、ファイルサーバー、アカウント認証サーバー、メールサーバー、WEB サーバー等、学内に設置された各サーバー群のサービスが受けられる。さらに、ファイアウォールを介してインターネットに接続され、メールの送受信、WEB 検索等のインターネットサービスの利用が可能となっている。また、学生や教職員の自宅等、学外からでも WEB メールサービスを利用してメールの送受信が可能となっている。このようにネット上でのサービスはセキュリティ上、問題となるものを除き利用可能となっている。大学の情報環境はオープンであることから情報セキュリティ対策は非常に重要である。本学では、全ての PC にウイルス対策ソフトを配備させてコンピュータウイルス感染を防ぎ、ファイアウォール及びプロキシサーバーにより学外からの不正アクセスを遮断するなどのセキュリティ対策をしているほか、学外の有害サイトへのアクセスを遮断するフィルタリング処理を施している。

また、平成 29 年度には講義棟・実習棟で限定的にしか利用できなかった無線ランをほぼ全域で利用できるよう整備したほか、学修支援のため、3 階及び 4 階のラウンジス

ペースを活用し、情報通信環境が整い自習やグループ学習用の設備を配置した開放的な学修空間（ラーニングcommons）として効果的な学修環境を整えた。

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

図書館は、図書 25,915 冊、逐次刊行物 231 種、視聴覚資料 808 種を所蔵している（平成 30（2018）年 3 月現在）。開館時間は月曜日から金曜日の 9：00 から 21：00、土曜日の 10：00 から 18：00（長期休暇期間等に変更有）となっている。また、同敷地内の四日市大学情報センター（図書館）の図書約 15 万 7 千冊も特別な手続きなく利用できる。平成 29（2017）年度の活動状況については、年間開館日数は 262 日、利用者数は 36,871 人、貸出冊数は 9,797 冊であった。

図書データは全て電子化されており、学内 LAN 及びインターネットを介して学内外からの検索が可能。館内には、PC15 台を備えるコンピュータ室が併設されており、レポート作成等に便利な環境となっている。学術情報提供のため、医中誌 Web 等の各種データベースを導入、他大学図書館との相互貸借サービス加入により文献の取り寄せも可能。また、平成 27（2015）年から導入した電子ブックは、実習期間中の自宅学習などに大いに役立っている。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

障がい者への配慮として、本学の学部校舎は、三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に規定する整備基準に適合しており、講義棟及び実習棟の全面バリアフリー化や車椅子・視覚障害者対応エレベータ、視覚障害者用ブロック、障害者用トイレ等が整備されている。

設備管理業務、清掃管理業務を外部業者に委託しており、定期的に点検及び清掃を実施している。管理業務の内容については、下表のとおりである。

管理業務一覧

項目	内容	回数・頻度
設備管理業務	照明等設備機器保守管理	毎週
	電気設備保安管理	通年
	電気設備保守（蛍光管交換、照明設備等）	通年
	電気設備定期点検	1 回／年
	消防設備定期点検	2 回／年
	自家発電機運転確認	1 回／年
	貯水槽内部清掃	1 回／年
	給水ポンプ定期点検	1 回／年
	給湯設備定期点検	2 回／年
	汚水ポンプ運転調整	1 回／年

	簡易専用水道検査	1回/年
	飲料水水質検査	1回/年
	空調機保守・定期点検	2回/年
	空調機フィルター洗浄	2回/年
	換気扇（ロスナイ含む）保守・定期点検	2回/年
	換気扇（ロスナイ含む）フィルター洗浄	2回/年
	自動ドア保守・定期点検	1回/年
清掃管理業務 日常清掃作業	四日市看護医療大学校舎（教室、実習室、演習室、図書館、コンピュータ演習室、コンピュータ室、更衣室、事務室、教室、印刷室、会議室、応接室、学長室、副学長室、理事室、学生ホール、トイレ等）及び校舎外の大学敷地の清掃、除草、排水溝清掃並びに機材及び消耗品（トイレトペーパー、石鹼液等）の管理	月曜～金曜日 年末年始除く
清掃管理業務 定期清掃作業	タイルカーペット清掃	2回/年
	長尺シート清掃	2回/年
	磁器タイル清掃	2回/年
	ガラス清掃	1回/年
	カーテンウォール清掃	1回/年
	害虫予防駆除	2回/年
	汚水槽清掃	2回/年

本学の学部校舎は、正面を前面ガラス張りにし、その他の面にもできる限り多くの窓を取り付け、光を豊富に取り入れることができる設計となっている。また、事務室と教員の研究室の廊下側をガラス張りにし、明るい空間づくりを実現している。

更衣室は、女子用2室と男子用1室があり、女子用には指紋認証システムと防犯カメラを設置しており、セキュリティに万全を期している。

また、平成29年度には学内の安全環境を一層高めるため、講義棟に精度の高い監視モニターを設置するとともに、9号館へ新たに安全監視カメラを設置したほか、AEDの増設など、安心安全な環境づくりを進めた。

更に、照明点検を始めとした各種設備の保守管理を毎週行うこととし、学内設備の管理体制の充実を図った。

森林に囲まれた場所に建てられたガラス張りや吹き抜けのメリットを活かした本学の校舎は、教育研究の場に最適と考えている。

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は1学年110名程度の学生数である中、講義科目は定員120名の大教室（3階・4

階)及びB館大教室(9201教室)で円滑に運営されている。

また、少数での実施が望ましい総合演習や研究演習などは、演習室(3階2室、4階2室)が用意されており、同様に円滑な運営状況にある。

### (3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

校舎等については、丁寧な保守管理等の徹底で長寿命化を図っていくこととするが、特にPCについては、複雑化するウイルス対策の徹底を図るとともに、パソコン業界の進歩が著しいことから、適切な時期にリプレースを計画するなど、将来を見越した対応を図っていく。

施設が10年を超え、汚れや傷みが生じることは否めないが、定期的な設備管理と清掃管理を徹底し、長寿命化を図っていく。

一方、体育館や学生食堂など築30年を経過した共有施設については、雨漏りやエアコン不調などの問題が生じており、屋根や空調設備の改修などハード面での具体的な対応を実施していく。

## 2-6 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」「基準項目 2-6 を満たしていない。」

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活委員会が中心となって学生生活調査を実施し、学生の意識の把握をしている。調査項目は、学修時間や大学で身についた力、不安や悩み、設備や事務に関してなど学生生活全般であるが、学生食堂のメニュー・照明、保健室への要望等があり、全て対応を図っている。

また、FD 委員会において学生の意見をもとに授業評価アンケートを実施しており、科目ごとに授業改善案を検討し、結果を学生へ公開する仕組みも確立している。

大学院では、教職員個々による情報把握に加え、FD 担当学会議が実施する「大学院研究環境評価調査」を通して、学修支援をはじめとする学生生活全般についての学生の意見・要望の把握に努めている。調査の実施回数は、平成 27（2015）年は前期・後期の 2 回、平成 28（2016）年、平成 29（2017）年は後期修了時 1 回である。調査結果は、研究科委員会において報告され、教職員全体で情報を共有すると共に、各部署・担当者によって、学生の学修研究環境の充実・改善に反映させるべく活用がなされている。具体例では、研究関連科目に関して、理論学習に加え実践演習の充実を望む意見が多くみられたことから、平成 29（2017）年にカリキュラムの見直しに際し、教育課程の編成に反映させたことや、学修環境に関して、院生研究室にシュレッダー、控え室に電子レンジを設置したほか、盗難防止策を講じ、学生の要望に応えた。

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### 1) 相談室・保健室

相談室・保健室については、担当者の常駐時間や臨床心理士によるカウンセリングの利用について広報を行っている。ハラスメントに関しては、ハラスメント相談員を選任しメール等で相談できる体制をとっている。相談室については、学生生活調査において多数の学生が「利用しやすい、やや利用しやすい」と回答しており、保健室についても、「利用しやすい、やや利用しやすい」が多数を占め、水準以上の良好な結果であると認識している。

なお、院生は社会人であるため、相談室や保健室の利用が難しいため、心身に関する相談等は学生支援センターを介するなどの対応をしている。

#### 2) 経済的支援など



奨学金などの支援については、教育推進・学生支援センターで担当者を決めて行っている。四日市看護医療大学育成会奨学金、日本学生支援機構、三重県保健師助産師看護師等修学資金、民間団体のものなどの受給を支援している。また、平成 28（2016）年には、独自の「四日市看護医療大学緊急支援奨学金」を創設し、修学のある意にかかわらず著しい家計急変等の経済的理由が発生した場合、就学困難な者に対し緊急に給付し修学継続を支援する制度を整えた。

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学部においては学生生活調査を実施、大学院においては大学院研究環境評価調査を実施し意見や要望の把握を行うとともに、いつでも投函できる意見箱を設置し情報の収集を行っている。

また、学生の保護者に対しても毎年保護者懇談会を開催し、対話の機会を設けている。保護者懇談会では、保護者との意見交換とともに希望者と教員との個人面談する場を設け生の声を聞いている。

#### ◇エビデンス

【資料 2-6-①】平成 29 年度 学生生活調査

【資料 2-6-②】平成 29 年度 授業評価アンケート

【資料 2-6-③】大学院研究環境評価調査

【資料 2-6-④】四日市看護医療大学緊急支援奨学金給付規程

#### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活調査の結果や学生からの意見収集、並びに保護者との意見交換を今後も継続し、可能な限り対応を図っていく。

大学院では、「大学院研究環境評価調査」においては、学生数が限られていることもあり、学生によっては卒直な思いを表出しにくいことも考えられる。大学院生ならではの特性をふまえ、調査方法の工夫、アドバイザーあるいはメンター制度を導入するなど、学生のニーズを把握しやすい環境づくりを薦める。

#### 【基準 2 の自己評価】

建学の精神に基づいたアドミッション・ポリシーに基づき学生募集を行い、入学試験を実施する中で、十分な受験者の確保ができており良好な推移と判断している。

学修支援・キャリア支援においては、教育推進・学生支援センターが中心となり、教務委員会、学生生活委員会、キャリア支援委員会、FD 委員会、実習委員会など教職員が連携・協力して実施しており、就職希望者に対し高い就職率を続けている。

また、学生サービスや学修環境などについては、学生生活調査の示す通り、水準の高い満足度を得ていると考えている。

今後、FD 委員会への学生の参画など、一層学生の要望等に対応できる仕組みを構築していく。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の現行カリキュラムは、平成 27（2015）年度に完成年度を迎え、安定運用期に入った。現行カリキュラムは「大学の理念、学部の教育理念、教育目標、学年別到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させてマトリックス型のカリキュラム」であり、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム区分・目標が連動しており、どの科目がどの科目とつながっていくのかがわかりやすいカリキュラムである。本学のディプロマ・ポリシーは以下の通りである。

#### 本学のディプロマ・ポリシー（平成 27 年度）

本学の教育理念を踏まえ、教育課程を修了し、卒業認定を受けるのは、以下の知識・技術・態度を備えている学生である。

1. 豊かな人間性、社会人としての広い見識
2. 看護の高い専門性に基づく実践力
3. 働く人を含む生活者の健康支援の視点
4. 高い倫理性とヒューマンケア
5. ヘルスケアシステムにおける看護専門性と他職種との連携
6. 未来につながる人間成長とキャリア発達

平成 27（2015）年度、文部省の三つのポリシーの策定が義務化された。そのため平成 28（2016）年度、本学の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの見直しを行った、内容は以下の通りである。

#### 本学のディプロマ・ポリシー（平成 29 年度）

本学の教育理念を踏まえ、教育課程を修了し、卒業認定を受けるのは、以下の知識・技術・態度を備えている学生である。

1. 看護の専門性と責務を自覚するとともに、地域に住むあらゆる健康レベルの人々に専門的知識と技術に基づき看護を実践できる。
2. 人間として自己の成長に努め、社会人として広い見識と高い倫理観を持ち、看護の対象となる人々に愛情豊かに共感を持って接することができる。
3. 人間の健康を環境との関係において捉え、地域社会の生活者の視点から看護援助で

きる。

4. 国際的視野で看護を考え、ヘルスケアシステムにおける看護の専門性を理解し、保健・医療・福祉の専門職と連携し、地域社会に貢献できる。

5. 将来に向け看護を主体的に学び、看護の専門職としてのキャリアを伸ばせる能力を持つことができる。

大学院では、人・学問・美を愛する「人間たれ」の建学精神を理念とし、生命の尊厳と深い人間理解に基づいた看護実践能力を培い、看護医療分野でリーダーシップを担う高度専門職業人並びに高度な専門知識を備えた教育・研究者を養成することを目標としており、修了までに体得すべき能力、資質として「知識・理解」「専門的能力」「汎用的能力」「態度・姿勢」の4つの観点から示している。本学のディプロマ・ポリシーは以下の通りである。大学ホームページ、学生便覧、学生募集要項等に明記し、またオリエンテーション時の説明等により周知を図っている。

#### ディプロマ・ポリシー

本大学院修士課程に2年以上在籍し、各専攻領域で定められた教育プログラム（共通科目および専門科目を合わせて30単位以上）を履修、修得することが必要である。所定の単位を取得し、学際的で深い科学的知識と高い研究能力・実践能力を有する者に修士(看護学)の学位を授与する。そのためには、以下の学修成果をあげることが求められる。

1. 修士論文コースの修了者は、各専攻領域における修士論文の作成を通して、体系的な研究方法を体得する。
2. 専門看護師(CNS)コースの修了者は、高度な専門医療の実践の基盤となる、状況に応じた看護実践能力を体得する。
3. 自ら積極的に課題を探究し、主体的に解決しようとする能力、専門的職業人としての研究的視点を持ち、看護に対する科学的探究心を体得する。
4. 健康に対する社会的ニーズを認識し、保健・医療・福祉チームの一員として、国内外で広く社会に貢献する能力を体得する。

### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学の単位認定、卒業認定・修了認定については、「四日市看護医療大学学則」及び「四日市看護医療大学学則」に則り、厳正に運用している。

単位認定については、「四日市看護医療大学学則」第22条に「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を認める」と規定している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、以下の観点から評価する。

1. 看護の専門性と責務を自覚するとともに、地域に住むあらゆる健康レベルの人々に専門的知識と技術に基づき看護を実践できる。

・看護師としての専門的知識と技術の習得については、4年次学生を対象に年に2回実施している東京アカデミーの模擬試験等で各領域の得点率で評価を行う。

2. 人間として自己の成長に努め、社会人として広い見識と高い倫理観を持ち、看護の

対象となる人々に愛情豊かに共感をもって接することができる。

3. 人間の健康を環境との関係において捉え、地域社会の生活者の視点から看護援助できる。

4. 国際的視野で看護を考え、ヘルスケアシステムにおける看護の専門性を理解し、保健・医療・福祉の専門職と連携し、地域社会に貢献できる。

・2～4の看護師としての看護技術・態度については、4年次の「統合実習」の自己評価・教員評価で評価する。その評価表については、教務委員会で作成した評価表を確認し、不足している評価項目を追加する。また、学生が行う対象者へのケアについて、ケア対象者への配慮が行われているかどうかについては、統合実習評価表の自己評価表で確認する。

5. 将来に向け看護を主体的に学び、看護の専門職としてのキャリアを伸ばせる能力を持つことができる。

・「看護研究」の評価表の中に盛り込み評価する。

大学院の単位認定については、「四日市看護医療大学大学院学則」第22条に「各授業科目を履修し試験又は論文審査に合格した者には、学長は、認定の上、単位を与える」、同条2項に「各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす」と規定している。単位の授与及び成績の評価については、同24条に「単位の授与及び成績の評価については、本学学則第21条から第23条の規定を準用する」と定めている。

成績評価は、各科目の担当教員がシラバスに記載した成績評価方法に則ってS（100～90）、A（89～80）、B（79～70）、C（69～60）、D（59～0）の5段階で評定し、D以上を合格とし単位を認定している。

修士課程修了の認定については、同学則第38条に「修士課程に2年以上（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数。）在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。」、同条2項に「前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。」、同第39条に「課程修了の認定は、論文の審査結果及び最終試験の成績により研究科委員会が判定した合否の意見を聴取の上、学長がこれを行う。」と規定している。

学位の授与に関する必要事項は、「四日市看護医療大学学位規程」に定めており、論文及び最終試験の審査基準は、「四日市看護医療大学大学院学位論文審査基準」として定めている。

学生便覧には、上記の学則、規定等の加え、「論文提出資格・論文審査要領」を提示し、入学時・年度始めのオリエンテーション時の説明などで周知を図っている。修士論文コース、専門看護師(CNS)コースごとの修了要件は以下の通りである。

修了要件
------

## 四日市看護医療大学

科目分類	修士論文コース	専門看護師(CNS)コース
共通科目	必須 6 単位を含め 12 単位以上	必須 6 単位を含め 10 単位以上
専門領域科目	8 単位以上	18 単位以上
特別研究	8 単位以上	2 単位以上
合計	30 単位以上	30 単位以上

進級基準については定めていないが、本学生は社会人が大きな比重を占めていることから、「四日市看護医療大学大学院長期履修規程」「四日市看護医療大学大学院標準修業年限から長期履修へ在学期間を延長することに関する内規」を定め、職業を有する等の事情により標準年限(2年)を超えて計画的な履修を希望する学生への対応として、履修期間を3年まで選択可能とし、学内外に周知している。

### 論文提出資格・論文審査要領

#### 1. 論文審査申請資格と論文審査願の提出について

1) 修士・課題研究論文審査を受ける資格は、次のとおりである。(大学院学則 38 条を参照)

- (1) 大学院に2年以上在学、または在学の見込みがある者
- (2) 論文コースは共通科目必修6単位を含め12単位以上、専門領域12単位以上、合計26単位以上を修得している。CNSコースは共通科目の必修6単位を含め10単位以上、専門領域から19単位以上、合計29単位以上を修得している。
- (3) 必要な研究指導を受けた者

#### 2) 提出方法

論文提出者は論文と修士・課題研究論文審査願(様式8)を同時に提出する。

#### 2. 修士・課題研究論文の受理と論文審査委員会の設置について

- 1) 1の条件を満たし、論文審査に必要な書類が提出された学生の論文受理の決定と審査のために審査委員会を設置する。
- 2) 論文審査委員会は、1論文ごとに審査委員を決定する。
- 3) 審査委員は主査1名、副査2名の3名で構成する。ただし、主査は学位申請者の研究指導教員以外の研究指導教員から選出するものとし、副査には学位申請者の研究指導教員を含めるものとする(学位規程第6条の2による)。
- 4) 審査委員は、研究科会議によって決定するが、専門及び近接専門分野・領域の教員の就任が望ましい。

#### 3. 最終試験(口答試問)について

- 1) 論文提出者は、決められた日時に最終試験を受ける。
- 2) 試験は論文審査委員3名で実施する。試験内容は修士・課題研究論文に関連した内容について実施する。
- 3) 試験は、非公開で実施する。一人30分程度実施する。
- 4) 試験(口答試問)後、審査委員は3名で可否の審査を実施する。
- 5) 主査は修士・課題研究論文の審査及び最終試験の結果を審査結果報告書(様式10)に記入し、期日までに研究科長に提出する。

#### 4. 学位授与審査について

修士・課題研究論文の審査及び最終試験の結果報告書に基づき、研究科会議の議決により、修了者を決定する。修了には出席者の3分の2の賛成が必要である(第9条2項)。

#### 5. 研究発表会の開催について

- 1) 最終試験(口答試問)合格者は、公開にて研究成果の発表を行う。発表時間は一人15分、質疑応答10分、計25分とする。
- 2) 発表を行う学生は論文要旨(様式11)を1冊にまとめ「修士・課題研究論文要旨集」を作成する。要旨集は学内の教員には事前に配布し、当日の参加者には、会場で配布する。

四日市看護医療大学大学院学位論文審査基準

- 1 特別研究(修士論文)の審査基準は以下のとおりとする。
  - 1) 研究テーマは看護学の目的に照らして学術的あるいは社会的に、新規性、独創性、有用性が認められ、価値を有するものになっている。
  - 2) 研究の背景を理解し、問題意識が明確である。
  - 3) 研究の目的が明確化されている。
  - 4) 先行研究が十分に吟味され、研究テーマがどこまで明らかになり、関連文献がどの程度あるのかについて整理されている。
  - 5) 設定した研究テーマに整合する研究方法(調査対象者の選定、データの収集方法、分析方法)を用いて、適切に遂行できている。
  - 6) 研究目的に則った結果が、表や図を用いて分かりやすくまとめられている。
  - 7) 結果に示された事実から忠実に考察され、また文献を引用しての考察がなされている。
  - 8) 論文として論旨が一貫しており、結論が研究目的にそって、論理的かつ明確に導出されている。
  - 9) 論文の構成は緒言、方法、結果、考察、結論となっており、執筆の体裁が修士論文作成要領に則っている。
  - 10) 研究の実施において倫理的な問題が配慮されている。
- 2 課題研究の審査基準は、特別研究(修士論文)の審査基準に準ずる。ただし、審査基準の項目1の1)に関しては、以下の文言を追加する。
  - 1) 専門看護師(CNS)としての看護実践に即した研究テーマである。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学の単位認定、卒業認定・修了認定については、「四日市看護医療大学学則」及び「四日市看護医療大学学則」に則り、厳正に運用している。

単位認定については、「四日市看護医療大学学則」第22条に「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を認める」と規定しており、また成績評価については、同23条に「成績の評価は「成績の評価は100点満点とし、S(100~90)点、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、D(59点以下)評価をもって、S、A、B、Cを合格とする。」としている。

本学は、各学期の授業を8回または16回の授業と1回の試験で行っている。また学生便覧において「授業の3分の2以上出席していない者」は定期試験の受験資格を失うと掲げており、単位認定の厳正さを求めている。但し定期試験については、追試験及び再試験を求めている、学生が再挑戦できるよう配慮している。

本学は、平成26(2014)年度入学生からCAP制度を導入し、1年間の履修制限を48単位とした。GPA制度も設けた。GPA制度は以下の通りである。

成績の評価(S・A・B・C・D)にそれぞれグレードポイント(4.0・3.0・2.0・1.0・0.0)を付けて全履修科目の平均を算出したものであり、学業成績を総合的に評価する指標である。

この制度について、GPAの低い学生に対して、教務委員長及びアドバイザー教員との

連携により指導を行っている。また助産師の受験資格履修のための選考試験に GPA を取り入れることとした。

進級について、本学は3年次に進級するためには、2年次終了時に、「看護学に関する科目 25 科目 35 単位及び健康科学・保健社会学に関する科目 15 科目 23 単位全て修得していること、但し、健康科学・保健社会学に関する科目の未修得科目が2科目以内の場合には、仮進級として第3年次への進級を認めることができる。」としている。尚、進級判定は教授会でしている。

#### 看護学に関する科目

看護学概論、看護技術概論、ヘルスアセスメント、人間発達学、成人看護概論、看護技術論Ⅰ、地域看護学概論、看護技術論Ⅱ、看護過程論、家族看護学、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ、コミュニティケア実習、成人慢性期援助論Ⅰ 老年看護学概論、小児看護学概論、母性看護学概論、精神看護学概論、成人急性期援助論Ⅰ、成人慢性期援助論Ⅱ、老年看護学援助論Ⅰ、小児看護援助論Ⅰ、母性看護援助論Ⅰ、精神看護援助論Ⅰ、産業看護学概論

#### 健康科学・保健社会学に関する科目

健康科学概論、基礎病態学、人体のしくみと働き、内部環境の調整、健康と生活行動の科学、健康と生活行動の科学、健康社会要因論、保健医療統計学、診断・治療学概論、治療学Ⅰ、治療学Ⅱ、治療学Ⅲ、治療学Ⅳ、公衆衛生学、ヘルスケアシステム論、保健医療福祉行政論

卒業認定は、本学学則第27条に規定しており、本学の卒業に必要な取得単位数は以下の通り定めている。

卒業に必要な取得単位数は126単位以上とし、内容は以下の通りである。

必修科目：109単位 選択科目：17単位以上 合計126単位以上

大学院での単位認定は、各科目の責任者がシラバスに明示した成績評価方法に則って厳正に実施している。修了認定における学位申請論文の審査は、「四日市看護医療大学大学院学則」「四日市看護医療大学学位規程」に則り公平性を確保するため複数の教員による評価を行い、厳正に適用している。

#### ◇エビデンス（資料）

【3-1-①】 学生便覧（学部）

【3-1-②】 学生便覧（大学院）

【3-1-③】 四日市看護医療大学学則

【3-1-④】 四日市看護医療大学大学院学則

#### (3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

GPAの低い学生に対して、教務委員長及びアドバイザー教員との連携により指導を行ったり、一部の選考試験にGPAを取り入れている。今後GPAの低い学生の具体的指導など行いたいと考えている。

大学院での論文審査の基準に関しては、修士論文と課題論文におけるコースの特徴、単位数の違いを踏まえた合理的な基準を再設定していくことが必要である。

### 3-2 教育課程及び教授方法

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

2015（平成 27）年度に現行カリキュラムは完成年度を迎えている。本学のカリキュラム・ポリシーは以下の通りである。

1. 大学の理念、学部の教育理念、教育目標、学年別到達目標と教育内容・科目群を胃管的に対応させたマトリクス型のカリキュラムである。
2. 人の支援に関わる専門職の育成と言う視点から、教養教育を充実させるとともに、高い倫理性をもったヒューマンケアのできる看護実践力を育てるカリキュラムである。
3. 設立の趣旨、大学の立地地域の特性を踏まえ、地域社会の生活者の視点から、あらゆる場における人々の健康支援を視野に入れたカリキュラムである。
4. 人の発達と生活を軸にライフサイクル・ライフプロセスに沿って、人々の健康課題の解決に向けて看護実践できる能力を育成するカリキュラムである。
5. 健康概念は社会・心理・医療モデルを取り入れたカリキュラムである。

大学院では、各専門分野の高度な看護実践者、看護学教育者、看護学研究者の育成を目指している。そのために、以下に示す方針に基づき、教育課程を編成し実施する旨、大学ホームページ、学生便覧、学生募集要項等に提示、またオリエンテーションの際の説明等により周知を図っている。

本学のカリキュラム・ポリシーは以下の通りである。

#### カリキュラム・ポリシー

本研究科では、各専門分野の高度な看護実践者、看護学教育者、看護学研究者を育成するために修士論文コースと専門看護師(CNS)コースを置く。カリキュラムは広い視野で看護を学ぶための学際的な科目から構成する「共通科目」、各専門分野において深い専門性を学ぶ「専門科目」からなり、次のように教育課程を編成している。

- 1) 共通科目は個々の大学院生の必要性に合わせて、修士論文コースと専門看護師(CNS)コースのどちらの大学院生でも履修できるように配置している。
- 2) 専門科目は「看護学基盤分野」「産業看護学分野」「看護学実践分野」の三分野から構成する。
- 3) 修士論文作成のための専門科目として特別研究Ⅰと特別研究Ⅱ、課題研究論文作成のための専門科目として、課題研究Ⅰと課題研究Ⅱがある。実施にあたっては研究計画発表会などにより研究プロセスを段階的に学んでいくことができるように、全学的な指導体制をとっている。
- 4) 専門看護師(CNS)コースでは、急性看護学領域におけるケアとケアを融合した看護実践力、保健・



医療・福祉チーム内の調整力などの育成をめざし、一般社団法人日本看護系大学協議会で認定された専門看護師(CNS)コース教育を展開している。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

2015（平成 27）年度は現行のカリキュラムの完成年度となり、一応安定運用記となった。

現行のカリキュラムは「大学の理念、学部の教育理念、教育目標、学年別到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させてマトリクス型のカリキュラム」である。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム区分・目標が連動しており、どの科目がその科目とつながって最終的にどのディプロマ・ポリシーにつながっていくのかがわかりやすいカリキュラムである。

〈二つのポリシーの相互関係〉

カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシー
すべての授業科目	豊かな人間性、社会人としての広い見識
看護を实践する	看護の高い専門性に基づく実践力
健康とつながる	働く人を含む生活者の健康支援の視点
人とつながる	高い倫理性とヒューマンケア
社会とつながる	ヘルスケアシステムにおける看護専門性と多職種との連携

大学院のディプロマ・ポリシー「修士論文コースの修了者は、各専攻領域における修士論文の作成を通して、体系的な研究方法を体得する。」と「専門看護師(CNS)コースの修了者は、高度な専門医療の実践の基盤となる、状況に応じた看護実践能力を体得する。」は、カリキュラム・ポリシーの「修士論文作成のための専門科目として特別研究Ⅰと特別研究Ⅱ、課題研究論文作成のための専門科目として、課題研究Ⅰと課題研究Ⅱがある。実施にあたっては研究計画発表会などにより研究プロセスを段階的に学んでいくことができるように、全学的な指導体制をとっている。」と「専門看護師(CNS)コースでは、急性看護学領域におけるケアとキュアを融合した看護実践力、保健・医療・福祉チーム内の調整力などの育成をめざし、一般社団法人日本看護系大学協議会で認定された専門看護師(CNS)コース教育を展開している。」によって達成できるようにしている。

その他のディプロマ・ポリシーである「自ら積極的に課題を探求し、主体的に解決しようとする能力、専門的職業人としての研究的視点を持ち、看護に対する科学的探究心を体得する。」と「健康に対する社会的ニーズを認識し、保健・医療・福祉チームの一員として、国内外で広く社会に貢献する能力を体得する。」は、カリキュラム・ポリシーの「専門科目は「看護学基盤分野」「産業看護学分野」「看護学実践分野」の三分野から構成する。」と「共通科目は個々の大学院生の必要性に合わせて、修士論文コースと専門看護師(CNS)コースのどちらの大学院生でも履修できるように配置している。」によって達成できるようにしている。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性、整合性は担保されている。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

2015(平成27)年度は現行のカリキュラムの完成年度となり、一応安定運用記となった。現行のカリキュラムは「大学の理念、学部の教育理念、教育目標、学年別到達目標と教育内容・科目群を一貫的に対応させてマトリクス型のカリキュラム」である。

カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程編成

区分	教育目標	
看護を実践する	看護の原理	看護の本質を理解し、看護の専門性・責務を自覚するとともに高度な知識と技術に基づき看護を実践できる能力を育てる 1年次科目:「看護学概論」、「看護技術概論」、「ヘルスアセスメント」 2年次科目:「看護技術論Ⅰ」
	ライフプロセスと看護	人の成長と生活を軸としたライフプロセスにおける健康課題を理解し、あらゆる健康レベルの人々の健康とQOLの向上に向けて看護実践できる能力を育てる
	産業看護	産業看護の知識・技術をもとに、働く人々の健康支援をあらゆる看護実践の場において実践できる基礎を育てる
人とつながる	ヒューマンケア・看護倫理	豊かな人間性と高い倫理観を持ち、看護の対象となる人々と良好な人間関係を形成し、ヒューマンケアができる能力を育てる
健康とつながる	統合体としての人間と健康	身体的、精神的、社会的に統合された存在としての人間の健康を環境とのダイナミックな関係において捉え、生活者の視点から看護援助できる能力を育てる
社会とつながる	ヘルスケアシステムと看護	変化する社会状況を捉え、国際的視野で看護を考えるとともに、ヘルスケアシステムにおける健康支援の政策や展望を理解し、保健・医療・福祉の各専門職と協働して人々および地域の健康に寄与できる能力を育てる
未来につながる	教養とキャリア発達	幅広い教養と広い視野での見識を育て、それを基盤に看護を主体的に学び続け、看護の課題を創造的に追求する基礎能力を育てるとともに将来看護専門職としてキャリア発達できる基礎を形成する

また、特定の授業科目には先修条件を付けている。このことにより、知識・技術のより確実な修得が可能になると考える。

四日市看護医療大学

先修条件をつけている授業科目は次表の通りである。

履修しようとする授業科目	左の授業科目を履修するために修得しておかなければならない授業科目（先修科目条件）
基礎看護学実習Ⅰ	看護学概論、看護技術論、ヘルスアセスメント、看護技術論Ⅰ
基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ（日常生活援助）、看護技術論Ⅰ、看護過程論【中間試験に合格したも者】
コミュニティケア実習	地域看護学概論、産業看護学概論
統合実習	3年次配当実習科目を全て修得
成人看護学実習Ⅰ（急性期の看護）	成人急性期援助論Ⅱ（救急看護）
成人看護学実習Ⅱ（慢性期の看護の）	-
老年看護学実習	老年看護学援助論Ⅱ（高齢者の健康障害と看護）
小児看護学実習	小児看護援助論Ⅱ（子どもの健康障害と看護）
母性看護学実習	母性看護援助論Ⅱ（周産期の看護）
精神看護学実習	精神看護援助論Ⅱ（精神障がいと看護）
在宅看護学実習	在宅看護学
助産学実習	助産学概論 周産期医学【科目試験合格した者】 助産診断・技術学Ⅰ【科目終了試験に合格した者】 助産診断・技術学Ⅱ【科目終了試験に合格した者】 助産診断・技術学Ⅲ【科目終了試験に合格した者】 地域看護活動論Ⅲ 看護管理・看護マネジメント論【科目終了試験に合格した者】 母性看護学実習
地域看護学実習Ⅰ	産業看護活動論Ⅰ、産業看護活動論Ⅱ
地域看護学実習Ⅱ	地域看護活動論Ⅱ（地区診断）、 地域看護活動論Ⅲ（地域の健康支援Ⅱ・危機管理）

【備考】統合実習は、3年次開講実習科目7科目のうち6科目単位修得以上は可とする。

大学院は、「修士論文コース」「専門看護師(CNS)コース」の2コース、「看護学基盤分野」「産業看護学分野」「看護学実践分野」の3分野、「基礎看護学領域」「在宅看護学領域」「看護管理学領域」「産業看護学領域」「母子支援看護学領域」「急性看護学領域」「慢性看護学領域」「老年看護学領域」「精神看護学領域」「急性看護学(急性・重症患者看護)領域」の10領域体制としている。

科目については、広い視野で看護を学ぶための学際的な科目から構成する「共通科目」、各専門分野において深い専門性を学ぶ「専門科目」を開設するとともに、学修段階、順次性を考慮し、1年次に「共通科目」と「専門科目」、2年時に「研究論文の作成のための専門科目」並びに「実習」を配置し、修士論文又は課題研究に係る研究指導体制を整備した体系的な編成となっている。開講科目、単位数については、専門看護師コースにおける日本看護系大学協議会・専門看護師教育課程(26単位)の認定要件をすべて満たす内容となっている。

なお、学生が体系の中で個々の科目の位置づけを理解し、自らの目的、目標に従って主体的に学んでいけるように、シラバスには教科ごとに、ディプロマ・ポリシーに示す4観点のいずれの実現につながるかを示した上で、到達目標、各回の具体的な授業内容、参考資料、評価基準をわかりやすく明記している。また、学生便覧には、コース、専攻分野・領域ごとの履修モデルを提示している。

平成29年度(2017年)、学生の研究力強化の観点からカリキュラムの改善を検討し、研究関連科目の再編、共通科目の整理統合を行った。研究科委員会、教育推進学生支援センタ会議等の審議、学長・理事会の承認を得て、平成30年度(2018)より新カリキュラムを運用することが決定している。また、専門看護師(CNS)コースは、日本看護系大学協議会・専門看護師教育課程の改正に準じ、平成33年に38単位への移行を予定しており、申請に備え、認定要件をふまえたカリキュラム面での整備を開始している。

### 3-2-④ 教養教育の実施

大学で学ぶために必要な「聴く」「読む」「書く」「調べる」「整理する」「まとめる」「表現する」「伝える」「考える」の9つの力を学ぶことができるよう、学生が主体的に少人数制で学修できるようにしている。また「コンピューター」、「統計学」、「少子高齢社会論」、「ボランティア論」などの社会状況を踏まえた科目を学修できるようにしている。

大学院では、1年時に「共通科目」を実施している。共通科目は、広い視野で看護を学ぶための学際的な科目から構成されており、「学問のすそ野を広げ、様々な角度から物事を見ることができる能力や、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てる」という教養教育の理念・目的に適う科目だと捉えている。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫として、1年次の必修科目である「基礎セミナーⅠ」及び「基礎セミナーⅡ」は大学で学ぶ9つの力が必要だとして、それらの力が、段階的に身につけられるように少人数制にするとともに、「基礎英語」及び「コンピューターリテラシーⅠ」「コンピューターリテラシーⅡ」については、教育効果を考慮して3グループ編成で行っている。看護学の演習科目についても必要に応じてグループ編成し、学生が十分に演習を行える体制をとっている。

また、FD研修会を通して、教育力向上に取り組んでいる。

2015（平成 27）年度

第 1 回研修会 テーマ：大学における教育・研究のあり方」

第 2 回研修会 テーマ：教員の教育力向上のための F D のあり方：

2016（平成 28）年度

第 1 回研修会 テーマ：臨地実習における困難学生の対応について：

第 2 回研修会 テーマ：FD マザーマップを利用して研究力向上のための考え：

2017（平成 29）年度

第 1 回研修会 テーマ：障がいをもつ学生への対応方法について：

第 2 回研修会 テーマ：本学教員に期待する社会貢献-FD マザーマップを活用

大学院では、学生が自ら問題を発見して向き合い、考え、解決する力を養えるように、また、発表や議論を通して、表現力やコミュニケーション能力が磨かれるように、学生の発表や議論を中心とするゼミナール形式の教授方を積極的に取り入れている。教員夫々が、課題の設け方、議論やプレゼンテーションの仕方、情報機器の活用法等について様々に工夫を凝らしながら、学生が積極的に参画し、かつ能力アップにつながる効果的な教授方法の開発に取り組んでいる。また、教育力・研究指導力のレベルアップに向けて、学部や大学院の F D 研修会等に参加し、研鑽を重ねている。

学位論文の作成過程においては、副指導制度の活用以外に、「研究計画発表会」を開催し、専攻領域の指導教員以外の他の教員からの助言、指導を受けられる機会を設けている。また、倫理教育の教材の一つとして、CITI Japan e ラーニングプログラムを利用している。

平成 27 年度(2015 年)以降、教授方法の工夫・開発に関連して行った研修会のテーマを以下に記す。

大学院 F D 研修会	
平成 27 年度 (2015 年)	日 時：平成 28 年 2 月 27 日 テーマ：「臨床での“悶々”を解決するための研究とその後の応用」 講 師：群馬大学大学院・岡教授 *学部 FD、地域支援センターとの共催
平成 28 年度 (2017 年)	日 時：平成 29 年 3 月 9 日 テーマ：「発達障害の傾向がみられる大学(院)生に対する支援の方略」 講 師：中部大学カウンセラー 佐藤枝里 *学部学生委員会との共催
平成 29 年度 (2017 年)	日 時：平成 29 年 9 月 テーマ：「研究発表におけるプレゼンテーション能力の向上を図る」 講 師：フリーアナウンサー 藤田倫子氏

◇エビデンス（資料）

【3-2-①】 学生便覧（学部）

【3-2-②】 学生便覧（大学院）

【3-2-③】 シラバス (学部)

【3-2-④】 シラバス (大学院)

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教授方法の工夫・改善については、各教員が必要に応じて、授業ごとにリアクションペーパー等を使い、学生の反応を確かめながら、その都度教授方法の工夫・改善の取り組みをしている。また FD 研修会や授業評価を通して、その都度レベルアップを図っている。授業評価結果を専任教員に提示し、その結果についてのリフレクションペーパーの提出を求め、リフレクションペーパーを含めた授業評価結果を図書館に一定期間公開することで、各専任教員の授業改善を図ることができたと考えている。今後も、さらに教授方法の工夫・改善を組織的に運営できるよう、FD 委員を中心に検討していく。

大学院では、新カリキュラムのムーズな運用に努めると共に、成果の検証を行い、その結果をもとにカリキュラムの更なる改善を進める。

### 3-3 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学の三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法について、ディプロマ・ポリシーの評価については以下の通りである。

ディプロマ・ポリシー【学位授与に関する方針】の評価について

1. 看護の専門性と責務を自覚するとともに、地域に住むあらゆる健康レベルの人々に専門的知識と技術に基づき看護を実践できる。
  - ・看護師として専門的知識の習得については、4年次学生を対象に年に2回実施している東京アカデミーの模擬試験等で各領域の得点率で評価を行う。
2. 人間として自己の成長に努め、社会人として広い見識と高い倫理観を持ち、看護の対象となる人々に愛情豊かに共感をもって接することができる。
3. 人間の健康を環境との関係において捉え、地域社会の生活者の視点から看護援助できる。
4. 国際的視野で看護を考え、ヘルスケアシステムにおける看護の専門性を理解し、保健・医療・福祉の専門職と連携し、地域社会に貢献できる。
  - ・看護師として看護技術・態度については、4年次生を対象に実施される「統合実習」の自己評価・教員評価で評価する。その評価表については、教務委員会で作成した評価表を確認し、不足している評価項目を追加する。
  - ・学生が行う対象者へのケアについて、ケア対象者への配慮が行われているかどうかについては、統合実習評価表の自己評価表で確認する。
5. 将来に向け看護を主体的に学び、看護の専門職としてのキャリアを伸ばせる能力を持つことができる。
  - ・「看護研究」の評価表の中に盛り込み評価する。

大学院では、学位申請論文が最終的な学修成果を測る主たる評価指標となっており、定められた審査基準に従い、厳正・公平に学位論文審査を実施したうえで、学位を授与している。

学生に対しては、指導教員の開講科目を軸として継続的に専門領域の研究指導を行うとともに、学位論文作成に関する具体的な支援を行っており、2年次4月に行われる「研究計画発表会」、続く研究倫理審査申請時において、研究計画案に対する指導教員以外の教員からチェックを受ける機会を設けている。また、修了予定年度末の「研究論文発表会」においては、大学院全教員が最終的な学修成果を点検・確認する機会となっている。

学位申請論文の審査については、「四日市看護医療大学学位規程」に則り、研究科の教員の内から選出された委員3人により構成される審査委員会によって実施され、「四日市看護医療大学大学院学位論文審査基準」に基づき、申請のあった学位論文に対する審査及び口頭による試問を行っている。審査委員会は、審査結果を研究科委員会に報告し、その報告に基づき研究科委員会において学位の授与を審議している。学位授与の可否の議決は、出席委員の内3分の2以上の賛成を必要としており、最終結果は学長に報告されている。学位授与の可否は学長が認定のうえ、授与されている。

研究科委員会・教務担当者会議では、年度ごとの自己点検・評価活動を通して、学位申請論文の審査結果に加え、論文作成過程における学生の取り組み方、各教科の受講状況と、大学院教員から寄せられた意見、大学院研究環境評価調査における学生からの意見、専門看護師(CNS)認定試験の合格状況などのデータを総合的・多面的に判断し、教育目標の達成状況、教育課程の編成・実施方針の適切性についての点検・評価を行っている。

入試担当者会議では、入学募集要綱の検討時、入学試験判定会議などにあわせて、入試成績、入学後の学生の学修状況に関する情報、病院施設のスタッフや管理者などから寄せられた意見や要望などをもとに、アドミッション・ポリシーに見合った学生の確保が出来ているかの視点から、入試科目、専攻分野・領域、募集方法等の適切性等についての点検・評価を行っている。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学は看護学部単科大学であり、教育目的の達成状況については、毎年看護師・保健師・助産師の各国家試験合格状況と就職状況が指標の1つとなる。近年の国家試験結果及び就職状況は以下の通りである。

【2015（平成27）年度】

<国家試験結果>

区分	志願者数	受験者数	合格者数	合格率
第105回看護師	121	121	116	95.9
第102回保健師	57	57	48	84.2
第99回助産師	8	8	8	100.0

<就職状況>

項目		合計
卒業者		112
就職	就職希望者	112
	就職者	111
	就職率	99.1
進学	進学希望者	0
	進学者	0
	進学率	0



【2016（平成 28）年度】

< 国家試験結果 >

区分	志願者数	受験者数	合格者数	合格率
第 105 回看護師	117	117	114	97.4
第 102 回保健師	51	51	48	94.1
第 99 回助産師	10	10	8	80.0

< 就職状況 >

項目		合計
卒業者		114
就職	就職希望者	111
	就職者	109
	就職率	98.2
進学	進学希望者	3
	進学者	3
	進学率	100.0

【2017（平成 29）年度】

< 国家試験結果 >

区分	志願者数	受験者数	合格者数	合格率
第 105 回看護師	105	105	104	99.0
第 102 回保健師	48	48	41	85.4
第 99 回助産師	6	6	6	100.0

< 就職状況 >

項目		合計
卒業者		105
就職	就職希望者	101
	就職者	100
	就職率	99.0
進学	進学希望者	4
	進学者	4
	進学率	100.0

4 年生には年数回の国家試験対策模擬試験を課し、学力の定着と国家試験の合格を目指しているが、同時に、1～3 年次生の低学年に対しても、解剖生理のテストを課し、また、3 年次生の各論の臨地実習開始前に解剖生理学の特別講義を実施し、学生の学修習熟度を確認しながら、4 年間の教育目的達成を目指している。

大学院では、教務担当者会議による学修成果の点検・評価の結果は、研究科委員会において報告され、学修・研究指導やカリキュラムの改善に反映させている。また、入試担当者会議による入学者受入の方針・方法の点検・評価の結果は、学生募集や選抜の方法の改善に役立てている。

また、学生の研究力の向上及び研究指導體制の充実に向けて、現行カリキュラムの見直しを実施し、平成 29 年度(2017 年)より、研究関連科目の再編、共通科目の整理統合を内容とするカリキュラム改正を実施する運びである。また、研究計画書の点検・評価の在り方、研究副指導教員の具体的役割の明確化などの課題について検討を継続している。

なお、専門看護師(CNS)認定試験の合格率を高めるために、CNS 担当教員だけでなく、教員一同が連携し取り組んでいくこととなった。看護職者の大学院進学目的・動機として、専門看護師(CNS)あるいは認定看護師等の資格取得志向が強くなっていること、病院に勤務する看護職者や管理職サイドからの要望もあり、CNS コース教育課程の新設の可能性を検討中である。

◇エビデンス (資料)

【3-3-①】 四日市看護医療大学学位規程

【3-3-②】 四日市看護医療大学大学院学位論文審査基準

【3-3-③】 論文提出資格・論文審査要領

【3-3-④】 四日市看護医療大学大学院長期履修規程

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

国家試験結果で不合格者が出ないように低学年からの指導をさらに実施する。

学修成果の測定の指標については、定量的な評価と定性的な評価の双方が重要であるが、定性的な評価は評価者の主観が含まれやすいため、可能なものについては数量的な指標を用いる。

現在、シラバス上に明記しているディプロマ・ポリシーを実現するために必要な履修科目の流れ、関係性を可視化し共有できるように、カリキュラム・マップあるいはフローチャート等に表わす。

大学院では、現在、自己点検・評価の一部として行っているが、制度的に系統だった学修成果の点検・評価方法を確立していくことが必要である。学修成果やカリキュラムの点検・評価の方針を策定しアセスメント・ポリシーとしてまとめていく。

今後、卒業生・修了生について、就職先へのアンケート調査などにより、本学の卒業生が社会人としてどれだけの評価を受けているか、どのような点で水準が高く、どのような点で水準が良くないかなどを検証していきたい。

**[基準 3 の自己評価]**

大学の教育目的から導かれたディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを広く周知・公開できている。教育課程はカリキュラム・ポリシーに基づき、編成され、履修系統図によりディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの一貫性がわかり易く示している。

単位認定、進級基準、卒業認定等についてもディプロマ・ポリシーを踏まえた上で、教授会(大学院は研究科委員会)を通じて厳格に運用されている。

## 基準 4 教員・職員

### 4-1 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

大学運営に関する重要事項は、大学の最高意思決定機関である「大学運営委員会」において審議・決定される。この委員会は、議長となる理事長のほか、学長、副学長、学科長、研究科長、教育推進・学生支援センター長、事務局長に若干名の理事が加わることで法人側も合わせた一元的な大学運営が可能となるよう設置されている。主な審議事項は、学則等諸規程の制定・改廃、教員配置計画、入試基本方針などで、これらが大学の設置目的に沿っているか、また経営面での健全性が確保されるかについて審議される。

平成 27 (2015) 年 4 月から、それまで教務委員会、学生委員会など委員会ごとで原案を作成し、教授会で審議・決定していた教学に関する事項を、より集中的に審議・決定・実施するために、「教育推進・学生支援センター」を立ち上げた。このセンターは「本学における教育活動を推進するとともに、学生の生活、学習支援を適正かつ円滑に行い、教育の充実発展に寄与するため、教学マネジメントを推進することを目的」とした機関で、教育推進部門、学生生活部門、キャリア支援部門及び事務部門の 4 部門からなる教職協働のセンターである。教育推進部門には、教育推進委員会、教務委員会、実習委員会、FD 委員会が、学生生活部門には、学生生活委員会、保健室、学生相談室が、キャリア支援部門には、キャリア支援委員会、就職支援室、国家試験対策室が、事務部門には教学課がそれぞれ置かれている。このセンターには重要事項を審議するため教育推進・学生支援センター会議を置いているが、この会議の議長は学長であり、また副学長、学科長、研究科長、事務局長を構成員に入れることで全学的な教学マネジメント体制を組んでいる。学長のリーダーシップにより、大学院も含め、教学に関する重要事項を少人数で集中的に審議することができている。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

教授会の規程改定により、平成 27 (2015) 年 4 月から、教授会の役割は、(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了 (2) 学位の授与 (3) そのほか、教育研究に関する重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとなり、教育研究に関する重要事項について教授会で決定することはなくなった。

そこで、全学的な教学マネジメントを構築するために、教育推進・学生支援センターの議長を学長とした。これにより、学長は大学運営委員会の大学側トップであり、その

下に組織された教育推進・学生支援センター会議及び教授会の議長であり、学長のリーダーシップの下に大学が運営される体制は整ったといえる。

また、平成 29（2017）年度から副学長を招聘し、学長を補佐する体制を取ると同時に、これまで学長が権限を持っていた学部学科会議と大学院研究科委員会の担当を副学長に任せることで権限の分散と責任の明確化を行った。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教育推進・学生支援センターには教員で構成される教育推進部門、学生生活部門、キャリア支援部門に加え、事務職員で構成される事務部門があり、教職協働の教学マネジメント体制を取っている。

また、センターに置かれている教育推進委員会、教務委員会、実習委員会、FD 委員会、学生生活委員会、キャリア支援委員会の各委員会には事務部門長が充て職とし委員に入っており、職員の視点から各委員会に関わっている。

#### ◇エビデンス（資料）

【4-1-1】 四日市看護医療大学大学運営委員会規程

【4-1-2】 四日市看護医療大学教育推進・学生支援センター規程

【4-1-3】 四日市看護医療大学教授会規程

【4-1-4】 四日市看護医療大学副学長に関する規程

#### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27（2015）年度に教育推進・学生支援センターを立ち上げたこと、平成 29（2017）年度に副学長を招聘したことで、本学の教学マネジメント体制はかなり整ったと考える。

## 4-2 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

#### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

平成 29（2017）年 5 月 1 日現在、本学専任教員は 43 人、内訳は、教授 13 人（特任教授 2 人含む）、准教授 11 人、講師 8 人、助教 8 人、助手 3 人である。領域別では、基礎科目・専門基礎科目 4 人、専門科目 36 人で、専門領域の内訳は、基礎看護学 5 人、成人看護学 8 人、老年看護学 3 人、小児看護学 2 人、母性看護学・助産学 4 人、地域看護学 3 人、在宅看護学 3 人、精神看護学 3 人、大学院等 5 人である。助手 3 人は領域に属していない。教員については必要な確保と配置がなされていると考える。

教員の採用については、本学教員人事審議会において「四日市看護医療大学専任教員等採用選考規程」に則って行われている。教員人事審議会は会長である学長、副学長、学科長、研究科長、事務局長で構成され、会長が必要と認める場合には審議委員以外の者を出席させることができるとしている。

採用については、「四日市看護医療大学専任教員等採用選考規程」に基づき、理事長との合議を経て、原則として毎年 7 月末日までに採用を必要とする人数、担当授業科目名、職位、採用学期、採用を必要とする理由等を記載した「翌年度に係る教員等配置計画書」を作成し、それをもとに教員人事審議会で選考している。

昇任については、「四日市看護医療大学専任教員等昇任審査規程」に基づき、学科長が 11 月末日までに学長へ昇任案を提出後、教授会で報告され、教授会が設置する専任教員等昇任審査委員会で、教授・准教授・講師・助教の区別に選考基準を明確にしている「四日市看護医療大学看護学部専任教員昇任審査基準細則」に基づき審査する。

上記規程に則り、平成 27（2015）年度は 5 人の昇任（准教授→教授 2 人、講師→准教授 2 人、助教→講師 1 人）、平成 28（2016）年度は 3 人の昇任（講師→准教授 2 人、助教→講師 1 人）、平成 29（2017）年度は 3 人の昇任（准教授→教授 2 人、助手→助教 1 人）が認められた。

なお、平成 28 年には昇任審査基準へ新たに「授業評価」の項目を追加し、厳格化を図ったところである。

今後、事務職員を含め「勤務評価制度」の導入を検討し、勤労意欲の向上とともに、昇任等への反映に活かす仕組みづくりを進めようと考えている。

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の資質・能力向上への取組みについては、開設当初から FD 委員会（学部）及び FD 担当者会議（大学院）を中心として、教員の資質・能力向上に取り組んでいる。

四日市看護医療大学

平成 27 (2015) 年度から平成 29 (2017) 年度の FD 活動は次の通りである。

平成 27 (2015) 年度

第 1 回研修会	<p>日時：平成 27 年 8 月 4 日 (火) 10:00～12:00</p> <p>形式：講演・グループワーク</p> <p>講演者：本学 東川薫 准教授</p> <p>演題：大学における教育・研究のあり方</p> <p>講演者：本学 大西信行 講師</p> <p>演題：臨地実習における学生指導のあり方</p> <p>※若手教員対象</p>
第 2 回研修会	<p>日時：平成 27 年 12 月 24 日 (木) 13:30～15:00</p> <p>形式：講演・グループワーク</p> <p>講演者：千葉大学大学院看護学研究科付属看護実践研究指導センター 教授 和住淑子</p> <p>演題：教員の教育力向上のための FD のあり方</p>

平成 28 (2016) 年度

第 1 回研修会	<p>日時：平成 28 年 8 月 18 日 (木) 10:00～11:30</p> <p>形式：講演・グループワーク</p> <p>講演者：本学 大西信行 講師</p> <p>演題：臨地実習における困難学生の対応について</p> <p>※助教・助手・臨地実習非常勤講師対象</p>
第 2 回研修会	<p>日時：平成 28 年 12 月 26 日 (月) 9:30～11:30</p> <p>形式：講演・グループワーク</p> <p>講演者：本学 石村由利子 教授</p> <p>演題：FD マザーマップを利用して研究力向上のための考え</p>
第 3 回研修会	<p>日時：平成 29 年 3 月 14 日 (火) 13:30～15:00</p> <p>形式：講演</p> <p>講演者：学校法人京都橘大学 理事長 梅本裕</p> <p>演題：大学教育のあり方—学生を育てるための教育の課題—</p>

平成 29 (2017) 年度

第 1 回研修会	<p>日時：平成 29 年 8 月 2 日 (水) 10:00～11:30</p> <p>形式：グループワーク</p> <p>テーマ：教員として授業（講義・演習・実習）における障がいをもつ 学生への指導能力の向上</p>
第 2 回研修会	<p>日時：平成 29 年 12 月 27 日 (水) 10:00～11:30</p> <p>形式：講演・グループワーク</p> <p>講演者：本学 水野正延 副学長</p> <p>演題：本学教職員に期待する社会貢献 —FD マザーマップを活用して—</p>

また、大学院においても、FD 活動として以下の通り研修会を開催した。

平成 27 (2015) 年度

第 1 回研修会	日時：平成 28 年 2 月 27 日 (土) 14 : 00 ~ 16 : 00 形式：講演 講演者：群馬大学大学院保健学研究科 教授 岡美智代 演題：臨床での“悶々”を解決するための研究とその後の応用
----------	---

平成 28 (2016) 年度

第 1 回研修会	日時：平成 29 年 3 月 9 日 (木) 10 : 00 ~ 11 : 30 形式：講演 講演者：中部大学学生相談室 佐藤枝里 演題：発達障害の傾向がみられる大学 (院) 生に対する支援の方略 ※学部学生生活委員会と共催
----------	--

平成 29 (2017) 年度

第 1 回研修会	日時：平成 29 年 9 月 2 日 (土) 10 : 00 ~ 11 : 30 形式：講演 講演者：フリーアナウンサー 藤田倫子 テーマ：研究発表におけるプレゼンテーション能力の向上を図る
----------	--

◇エビデンス (資料)

- 【資料 4-2-1】 四日市看護医療大学教員人事審議会規程
- 【資料 4-2-2】 四日市看護医療大学専任教員等採用選考規程
- 【資料 4-2-3】 四日市看護医療大学専任教員等昇任審査規程
- 【資料 4-2-4】 四日市看護医療大学看護学部専任教員昇任審査基準細則

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教員の確保と配置については、教育課程に即したものとなっている。

今後、看護の専門分野によっては教員の獲得が難しいことが懸念されるが、それを念頭に改善への努力を重ねる。

FD 活動については、学部 FD 委員会、大学院 FD 担当者会議を中心に企画・運営しており、教員の教育力向上に向けた活動を行っている。

### 4-3 職員の研修

4-3-①SD (Staff Development) を始めとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている」

(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

職員の資質・能力の向上については、日常業務を通じたOJTを含め、大学職員として、また社会人としての資質向上を図るため、学内・学外の研修等を通じてその取り組みを進めている。

研修は、単に事務処理能力を向上させるだけでなく、学長や教員組織との連携関係のもと、主体的に企画・立案能力を発揮し、課題解決を実践する能力や大学運営をマネジメントする能力を養うことを目標としている。

三重県内における私立大学の連携による研修の相互乗入れや合同研修も活用しながら、内部質保証に関することや教学マネジメントに関わる専門的職員の育成、大学改革、学生の厚生補導、業務領域の知見獲得に関わる取り組みなどを実施してきた。

本学のスタッフ・ディベロップ委員会における検討を経て参加した実績は次表の通りであり、時代のニーズに合った研修参加を心がけている。

2017 (平成 29) 年度

テーマ	開催	講師等	会場
職員のスキルアップ 「学校法人会計実務マスターコース」	7月	日本経営協会中部本部 公開講座	名古屋市
職員のスキルアップ 「研究費管理・監査体制の構築基本コース」	7月	日本経営協会中部本部 公開講座	名古屋市
職員のスキルアップ 「オーナーシップ研修」～当事者意識を高め主体的取組を進める～	7月	株式会社インソース 公開講座	名古屋市
高大社接続改革セミナー 「迫り来るグローバル化にどう立ち向かうのか」	8月	株式会社進研アド 改革支援室 益子裕也氏	本学
大学運営関連研修 (セミナーDVD) 「3つのポリシーと内部質保証」	8月	(レクチャー編) 大阪大学 佐藤浩章氏 (事例編) 玉川大学 菊池重雄氏	本学
大学改革研修 「学生エンゲージメントと大学教育の質的転換～IRの活用～」	6月	名古屋大学 高等教育研究センターセミナー	名古屋大学



四日市看護医療大学

私学連携協議会みえ合同 SD 研修 「10年後価値ある大学を目指して」	2月	大正大学人間学部 教授 山本雅淑氏	津市
職員のスキルアップ 「問題職員への対応をめぐる法律実務」	3月	日本経営協会中部本部 公開講座	名古屋市

2016（平成28）年度

テーマ	開催	講師等	会場
職員のスキルアップ 「問題解決能力向上研修」	7月	日本経営協会中部本部 公開講座	名古屋市
高大連携合同研修 「高大接続改革への対応」	8月	河合塾教育イノベーション本部 副本部長 近藤治氏	本学
大学改革と教職員協働 「教育の質的転換に資する大学運営」 「自己点検・評価及び内部質保証」	8月	四日市看護医療大学 事務局長 三宅真一	本学
大学運営関連 「アクティブラーニング」	9月	株式会社内田洋行	四日市大学
私学連携協議会みえ合同 SD 研修 「大学運営管理システムについて」	12月	SAS Institute Japan 株式 会社 安海栄幸氏	高田短期 大学
大学改革研修 「大学教育のあり方」	2月	京都橘学園 理事長 梅本裕氏	本学

2015（平成27）年度

テーマ	開催	講師等	会場
大学改革研修 「大学の質評価」	7月	山梨学院大学 教授 日永龍彦氏	本学
大学運営関連研修 「学士課程教育の質的転換」	8月	四日市看護医療大学 事務局長 三宅真一	本学
職員のスキルアップ 「積極精神の勧め」	9月	株式会社三重銀総研 専務取締役 伊藤公昭氏	鈴鹿医療 科学大学
職員のスキルアップ 「メンタルヘルスケア研修」	9月	株式会社フォーブレン 代表取締役 稲好智子氏	皇學館大学
職員のスキルアップ 「質的統合法について」	2月	千葉大学大学院 特任教授 山浦晴男氏	本学

コンソーシアムみえ合同 SD 研修 「アクティブラーニング ICT の活用」	2 月	金城学院大学 教授 長谷川元洋氏	高田短期 大学
職員のスキルアップ 「学生の成長を可視化するためのルー ブリックの導入と活用」	3 月	関西国際大学 教授 藤木 清氏	四日市大学

◇エビデンス（資料）

【資料 4-3-1】 SD 研修委員会規程

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29 年度から SD が義務化され、大学がより適切で効果的な運営を図るため、職員に対し必要な知識の習得とともに、その能力や資質の向上に向けた取り組みを行うこととなった。

この「職員」の定義には事務職員だけでなく、教員や技術職員も含むこととされており、今後は教員を意識した研修を一層工夫していく。

#### 4-4 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

###### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員には研究室を整備している。研究室は本館 3～5 階と B 館 5 階にあり、助教・助手は共同研究室、講師以上には個室研究室が与えられている。また全教員に館内入り口の鍵を貸与しており、24 時間研究室の利用が可能となっている。

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関しては、「四日市看護医療大学研究倫理規程」を定め、研究における倫理的基準を充たしているかについて「四日市看護医療大学研究倫理審査要領」に従い、研究倫理委員会（学部）または研究倫理担当者会議（研究科）で厳正に審査している。

また、研究活動に係る不正行為防止のために「四日市看護医療大学研究活動に係る不正防止に関する規程」を、公的研究費の不正使用に関しては「四日市看護医療大学公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程」及び「四日市看護医療大学公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」をそれぞれ定め、厳正に運用している。

そのほか、全ての教員及び研究科学生に、毎年、CITI Japan の e ラーニングプログラムの受講を義務付けている。

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の研究費については、「四日市看護医療大学個人研究費取扱内規」を定め、助手から教授まで職位に応じて個人研究費を支給している。また、「四日市看護医療大学特別研究費取扱規程」により、本学の附置機関である「地域研究機構」において、本学の学術研究の水準の向上に貢献すると認められるもので、個人研究費の範囲では行うことのできない研究を専任教員が一人若しくは共同で行う研究に対して特別研究費を支給している。

そのほか、寄付金を原資とする「宮崎徳子研究奨励金」などで教員の研究活動を支援している。外部資金に係る間接経費に関しても、「四日市看護医療大学外部資金に係る間接経費取扱規程」を定め、教員の研究支援になるよう適切に運用している。

外部資金の導入に関しては、「四日市看護医療大学共同研究取扱規程」、「四日市看護医療大学受託研究取扱規程」を整備し、「四日市看護医療大学公的研究費取扱規程」などにより、教員の研究活動を支援している。

◇エビデンス（資料）

- 【4-4-1】 四日市看護医療大学研究倫理規程
- 【4-4-2】 四日市看護医療大学研究倫理審査要領
- 【4-4-3】 四日市看護医療大学研究活動に係る不正防止に関する規程
- 【4-4-4】 四日市看護医療大学公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程
- 【4-4-5】 四日市看護医療大学公的研究費の管理・監査のガイドライン
- 【4-4-6】 四日市看護医療大学個人研究費取扱内規
- 【4-4-7】 四日市看護医療大学特別研究費取扱規程
- 【4-4-8】 宮崎徳子研究奨励金内規
- 【4-4-9】 四日市看護医療大学外部資金に係る間接経費取扱規程
- 【4-4-10】 四日市看護医療大学共同研究取扱規程
- 【4-4-11】 四日市看護医療大学受託研究取扱規程
- 【4-4-12】 四日市看護医療大学公的研究費取扱規程

### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究支援に関しては、規程等に則り厳正に実施しているが、今後、研究倫理に関する啓発活動や研究へのサポートなど、大学として積極的に教員の研究活動を支援する体制を整えたいと考える。

#### 【基準4の自己評価】

教学マネジメントについては、教育推進・学生支援センターの立ち上げにより、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整えたが、その運用においては改善の余地があると考えられる。大学運営委員会や教授会との関係において、その役割をより明確にする必要がある。

教員の配置・職能開発については、概ね達成していると考えられる。FD 委員会は教員の教育力向上のための各種研修会のほか、授業評価アンケートの活用など教員の職能開発のための活動を行っている。

研究支援については、研究倫理に関する規程等を整え、研究倫理に関する研修の受講を義務付けるなど、一通りの支援は行っているが、教員の研究活動のための環境整備をさらに進めていく予定である。

## **基準 5 経営・管理と財務**

### **5-1 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

経営の規律と誠実性を維持するために、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準等の法令を遵守し、学校法人の基本規則である「学校法人暁学園寄附行為」において、法人の目的をはじめ、役員について、さらに業務に対する最終的な決定機関である「理事会」及び理事長の諮問機関である「評議員会」の設置等を定めている。「学校法人暁学園寄附行為施行規則」では、第 1 条に理事会に提出すべき議案 18 項目が、また、第 2 条には理事会に報告すべき事項 4 項目が示されている。評議員会については、第 3 条に評議員会議決事項、第 5 条に評議員会に報告すべき事項が明記されている。その他にも「学校法人暁学園組織規程」、「学校法人暁学園事務分掌規程」等において法人の管理及び運営に関する基本的事項を定め、「学校法人暁学園公益通報者保護規程」等により法令・規則の遵守を通じた法人の規律維持を図っており、これらの規則を遵守し、経営の規律と誠実性を維持することは、暁学園のホームページのアカデミックポリシーにおいて表明している。

経営に関する基本的事項が明確に定められており、経営の規律と誠実性の維持を示すものと判断している。

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

学校法人暁学園、四日市看護医療大学及び大学院の目的は、それぞれ「学校法人暁学園寄附行為」第 3 条、「四日市看護医療大学学則」第 1 条及び「四日市看護医療大学大学院学則」第 1 条に規定されており、これらの目的の実現に向け、関連法令に則った管理・運営体制を整備し、努力を続けている。大学及び大学院ではそれぞれ「四日市看護医療大学学則」及び「四日市看護医療大学大学院学則」において、その目的等が明示されている。学則以外にも組織・運営関係、人事関係、学術研究関係、学務関係、附属施設関係及び学生関係に分けて規程・規則等が整備されており、これらの規定に則り「大学運営委員会」、「教育推進・学生支援センター会議」、「教授会」、「学科会議」、「研究科委員会」及び各種委員会等が設置・運営され、それぞれの課題が審議されている。

特に本学では、大学運営に関する最高協議機関として「大学運営委員会」が設置されており、これが本学における管理部門と教学部門との連携の基盤となっている。「四日市看護医療大学学則」第 55 条に「本学の管理運営に関する重要な事項を審議するため、大学運営委員会を置く」と定められており、同条第 2 項の「大学運営委員会に関して必要な事項は別に定める」に従って「四日市看護医療大学大学運営委員会規程」が整備さ

れている。同規程第5条において「大学運営委員会」の委員長は理事長とすることが定められており、その所掌事項及び構成員は次の通りとなっている。

所掌事項

- (1) 本学の組織、運営の基本方針に関する事項
- (2) 学則、その他の学内諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 本学の教育研究目標・計画の策定に関する事項
- (4) 本学の専任教員配置及び教員人事に関する事項
- (5) 本学の予算に関する事項
- (6) 本学の将来計画に関する事項
- (7) その他、本学の運営に関する事項で、理事長が必要と認めた事項

構成員

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 理事（若干名）
- (4) 副学長
- (5) 企画部長
- (6) 学科長
- (7) 教育推進・学生支援センター長
- (8) 研究科長
- (9) 事務局長

また、「四日市看護医療大学教育推進・学生支援センター会議規程」、「四日市看護医療大学教授会規程」、「四日市看護医療大学学科会議規程」及び「四日市看護医療大学大学院看護学研究科委員会規程」において、「教育推進・学生支援センター会議」、「教授会」、「学科会議」及び「研究科委員会」の設置及び役割について規定しており、これらの規程に基づき円滑な管理・運営がなされている。さらに、「四日市看護医療大学学長に関する規程」、「四日市看護医療大学副学長に関する規程」、「四日市看護医療大学学科長に関する規程」、「四日市看護医療大学教育推進・学生支援センター長に関する規程」及び「四日市看護医療大学大学院研究科長に関する規程」を設け、学長をはじめとする役職者等の選任・任命について定めている。

大学の使命・目的を実現するための組織体制が整備され、規定に基づき適切に運営されており、使命・目的の実現へ向けての継続的努力がなされていると判断している。

そのほか、開学当初から四日市市と本学で「四日市看護医療大学運営協議会」を設置しており、第三者のチェック機能として毎年自治体から大学運営等に対する指摘や指導を受けるとともに、意見交換等を行う中で、大学としての使命や目的に沿った運営について検証されている。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学の環境方針としての基本理念は、「持続可能な循環型社会」の実現に貢献するため、地球環境問題の重要性を認識し、教職員及び学生一人ひとりが環境への配慮に自覚と責任を持ち、教育・研究活動をはじめとするキャンパスにおける全ての活動を通じて、豊

かな地球環境の保全という視点に立ち、環境負荷の低減に向け積極的に貢献することである。これに基づく基本方針は以下の通り定められており、大学ホームページでも公開している。

- ①省資源・省エネルギー及び廃棄物の減量・再資源化に努める。
- ②環境に関する法令等を遵守する。
- ③地球環境問題についての教育・研究及び啓発活動に取り組む。
- ④環境方針は積極的に公表していく。

本学の人権への対策として、世界人権宣言、日本国憲法、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、労働法、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学で学び、研究し、働く全ての人に対し、ハラスメント、さまざまな差別や偏見などの人権侵害を防止・排除するとともに、個人の人権が尊重され、安全で公正な環境の下で学び、研究し、働く権利を保障するために「ハラスメント対策ガイドライン」を定めている。このガイドラインに基づき、ハラスメントの防止に努め、発生したハラスメントに厳正に対処するものとしている。上記に対応していくために、「ハラスメント対策委員会」を設置し、本学でハラスメントが発生しないように、啓発活動や研修等を行い、ハラスメントに対する理解を深めるよう努めている。

本学では、教職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とし、安全衛生管理体制を整えていくために、労働安全衛生法に基づき「安全衛生委員会」を設置している。委員会は、総括安全衛生管理者、産業医、教職員代表で構成されており、毎年、安全衛生活動計画を基に活動方針・目標を設定している。また、「新型インフルエンザ等への対策について」を策定し、学生及び教職員の感染予防、感染状況の把握（サーベイランス）、学内で感染者が発生した場合の対応、休校等の措置について具体的に定めている。

大規模災害の発生時の対応策として、「消防計画（防火・防災共通）」、「防災マニュアル」を作成して、大規模災害が発生した際の避難誘導、救助、消火等の具体的な分担と対策を定めている。それに基づき、防災訓練を年1回実施している。防災訓練は、避難誘導、安否確認、避難生活構築等、学生と教職員が協力して難局を乗り切れるよう、具体的な実施計画に基づき実施している。

環境保全、人権、安全への配慮について規程等に明確に定められており、組織体制も整えられ適切に実施されていると判断している。

#### ◇エビデンス（資料）

- 【資料 5-1-1】 学校法人暁学園寄附行為
- 【資料 5-1-2】 学校法人暁学園寄附行為施行規則
- 【資料 5-1-3】 学校法人暁学園組織規程
- 【資料 5-1-4】 学校法人暁学園事務分掌規程
- 【資料 5-1-5】 学校法人暁学園公益通報者保護規程
- 【資料 5-1-6】 四日市看護医療大学学則
- 【資料 5-1-7】 四日市看護医療大学大学院学則
- 【資料 5-1-8】 四日市看護医療大学大学運営委員会規程

- 【資料 5-1-9】 四日市看護医療大学教育推進・学生支援センター会議規程
- 【資料 5-1-10】 四日市看護医療大学教授会規程
- 【資料 5-1-11】 四日市看護医療大学学科会議規程
- 【資料 5-1-12】 四日市看護医療大学大学院看護学研究科委員会規程
- 【資料 5-1-13】 四日市看護医療大学ハラスメント対策ガイドライン
- 【資料 5-1-14】 四日市看護医療大学ハラスメント対策委員会規程
- 【資料 5-1-15】 四日市看護医療大学安全衛生委員会規程
- 【資料 5-1-16】 四日市看護医療大学消防計画（防火・防災共通）
- 【資料 5-1-17】 四日市看護医療大学防災マニュアル（防火・防災共通）

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

文部科学省・中央教育審議会での各答申や国の高等教育施策により、大学への教育改革の要請は強くなりつつある。社会からの要請に応じて大学教育のあり方を見直すことは当然のことであり、これらに対して適切に対処していくことが必要であり、柔軟に検討・対応していく。



## 5-2 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、学園の最高意思決定機関として、「学校法人暁学園寄附行為」第 19 条に基づき設置されており、「学校法人暁学園寄附行為」に則した運営を行っている。議決事項は、理事・評議員の選任、予算編成、借入金、重要な規則の制定・改廃、重要な施設の設置・廃止などであり、「学校法人暁学園寄附行為施行規則」第 1 条に基づいた重要事項に関する決議が行われている。また、財政状況、人事報告、学生募集状況など、寄附行為施行規則第 2 条に基づいた報告も行われている。

理事会は、「学校法人暁学園寄附行為」第 9 条に基づき、四日市大学学長 1 人、四日市看護医療大学学長 1 人、評議員から選任された者 3 人（3 人以上 5 人以内）、学識経験者 5 人（5 人以上 8 人以内）の計 10 人で構成されている。現在の理事会構成員には、民間企業の現役経営者も含まれており、学園運営に関する意思決定には企業経営的な視点など、戦略的な意見が取り入れられる体制となっている。理事会への理事の出席状況は、平成 27 年 5 月出席 8 人／10 人中（80.0%）、平成 27 年 12 月出席 8 人／10 人中（80.0%）、平成 28 年 3 月出席 8 人／10 人中（80.0%）、平成 28 年 5 月出席 8 人／9 人中（88.9%）、平成 28 年 12 月出席 9 人／9 人中（100%）、平成 29 年 3 月出席 8 人／9 人中（88.9%）、平成 29 年 5 月出席 9 人／10 人中（90.0%）、平成 29 年 12 月出席 9 人／10 人中（90.0%）、平成 30 年 3 月出席 10 人／10 人中（100%）である。

理事会は、「学校法人暁学園寄附行為施行規則」第 6 条に基づき、原則として定例会を年 3 回開催しているが、これとは別に、法人運営の円滑化を図ることを目的とした「常任理事会」を毎月 1 回開催している。「常任理事会」は、常任理事 6 人で構成されており、学園全体の財政改善や将来計画、各学校の課題等について協議するほか、日常的な各学校の報告とそれに関する意見交換も行っている。「常任理事会」は、理事会の協議事項を事前に検討する機能も持ち合わせており、理事会での意思決定を補佐する上で大きな役割を果たしている。

理事会の機能について明確に定まっており、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制が整っており、適切に機能していると判断している。

#### ◇エビデンス（資料）

- 【資料 5-2-1】学校法人暁学園理事及び監事名簿
- 【資料 5-2-2】学校法人暁学園常任理事会名簿
- 【資料 5-2-3】学校法人暁学園理事会開催状況表
- 【資料 5-2-4】学校法人暁学園評議員会開催状況表
- 【資料 5-2-5】学校法人暁学園常任理事会開催状況表

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後についても、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制づくりを継続的に進めていく。また、「常任理事会」は、理事会での意思決定を円滑に行うために重要な役割を担っているので、今後も定期的に行き、十分な協議と意見交換に努める。

### 5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### (1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学園の最高意思決定機関である理事会の構成員には、「学校法人暁学園寄附行為」第 9 条に基づき、四日市看護医療大学学長が選任されている。評議員会においても、「学校法人暁学園寄附行為」第 26 条に基づき、四日市看護医療大学学長が選任されている。さらに、理事会を円滑に運営するために設置された常任理事会においても、四日市看護医療大学学長が構成員となり、理事会の協議事項の事前検討や学園全体の財政改善、将来計画などの重要事項に関して、法人側と大学側どちらかが一方的に意思決定することのないよう相互に意見を出し合い、協議できる体制としている。また、この常任理事会は毎月 1 回開催し、各学校の課題について意見交換や日常的な各学校の報告も行っており、頻繁な意見交換や情報共有がより一層円滑な意思決定を行う上での一助となっている。

また、大学の最高意思決定機関である大学運営委員会では、学長、副学長、学科長、研究科長、教育推進・学生支援センター長、事務局長の大学役職者に理事長、理事が加わっている。これは、大学における重要事項が経営的に学園全体に影響を及ぼす可能性のある事項が多いためであり、そのような重要事項について大学側が一方的に意思決定するのではなく、法人側と大学側が協議を経た上で意思決定できる体制を取っている。

さらには、各部署の責任者で構成する事務連絡会議のメンバーに事務局長が含まれているため、各部署と大学運営委員会の意思疎通が常に十分図られている。このように理事会、常任理事会、大学運営委員会、事務連絡会議が共通する構成メンバーを通して連携し、意思疎通をより円滑なものとしている。

法人と大学、大学内の各部門間での意思疎通は適切に確保されており、複数部門の意思を踏まえた意思決定が可能な体制となっていると判断している。

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

学園では、「学校法人暁学園寄附行為」第 10 条に基づき、2 人の監事を選任し、寄附行為第 18 条に基づき、法人の業務及び財産の状況等について監査を実施している。理事会へも出席して意見を述べており、学園の最高議決機関である理事会に対するチェック機能が働いている。監事は 1~2 ヶ月に 1 回の頻度で理事長と面会し、意見交換を行っている。

評議員会は、「学校法人暁学園寄附行為」第 22 条に基づき設置し、予算、借入金、基本財産の処分等、「学校法人暁学園寄附行為施行規則」第 4 条に基づいた重要事項について諮問している。評議員会は、寄附行為第 26 条に基づき、四日市大学学長 1 人、四日市看護医療大学学長 1 人、法人職員 7 人、卒業生 7 人、学識経験者 15 人の計 31 人で構成されており、学園の最高議決機関である理事会に対する重要事項のチェックだけで

なく、法人と大学が相互にチェックする場ともなっている。また、多様な意見を取り入れるという観点から、約半数の評議員を学園の外部から選任している。

また、理事会を円滑に運営するために設置されている常任理事会を毎月1回開催しているが、構成員には大学担当理事が含まれていることから、その中においても法人と大学の相互チェックが図られている。

法人と大学との相互チェックの体制は適切に確保されていると判断している。

◇エビデンス（資料）

【資料 5-3-1】 学校法人暁学園寄附行為

【資料 5-3-2】 学校法人暁学園寄附行為施行規則

【資料 5-3-3】 四日市看護医療大学大学運営委員会規程

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

監事は、学校法人の管理運営を適正に行うために極めて重要な役割を果たすものであることから、理事会への出席率も常に100%を維持できるように働きかける。

評議員は、理事会の法人運営のチェック機関としての役割は大きく、出席率が常に90%以上を維持できるように働きかけるとともに、選任についても、多様な観点を取り入れるためにも半数以上を学園外部の人材から選任されるように配慮する。

## 5-4 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

#### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園では、昭和 63（1988）年より 5 ヵ年ごとに暁学園中期経営計画とそれに基づく 5 ヵ年予算を策定しているが、年度ごとの予算については、5 ヵ年予算を基にした上で、年度進行に伴う状況の変化に対応して、毎年度、予算の再編成を行い、それを財務運営の基礎として運営している。

また、健全な財政運営を確立することを目的として、平成 20（2008）年に、暁学園常務理事等 4 名に公私協力関係にある四日市市より選出された委員 3 名を加えた計 7 名を構成員とする「暁学園財政改善委員会」を立ち上げ、「第 5 次暁学園中期経営計画」を見直した「財政改善計画案」を新たに策定した。この「財政改善計画案」は、学生確保策による収入増、人件費削減、不要不急の経費削減を柱としたもので、平成 20（2008）年度から平成 24（2012）年度までの資金収支差額累計の大幅な改善と平成 25（2013）年度以降の資金収支差額黒字化を目標としている。

さらに、この「財政改善計画案」の進捗状況を検証するための第三者機関として、四日市市の政策推進部長や財政経営部長らを委員とした「暁学園財政評価検討委員会」を設置し、毎年、「財政改善計画案」の進捗状況について検証を受け、助言を得ている。

##### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学園全体の過去 5 ヵ年の収支状況は、下表「学園全体の過去 5 ヵ年収支状況」のとおり、消費収入超過額が支出超過で推移しているが、支出超過部門の四日市大学の大幅な財務改善施策に取り組んだ結果、平成 29（2017）年度からようやくその効果が現れ始めた。大学部門（四日市大学・四日市看護医療大学）の財政規模は学園全体のほぼ半分を占めており、収支バランスに与える影響も大きいだけに、今後も大学部門の予算執行管理は特に注力して取り組んでいく必要がある。

四日市看護医療大学単独では、開学当初の平成 19（2007）年度こそ消費収支、帰属収支のいずれも支出超過であったものの、その後、順調に学生を確保し、国庫補助金の獲得や受託事業を拡大する中で着実に収支黒字を確保し安定した財政基盤を築き上げてきた。

安定的に収入を確保するためには学生募集だけでなく、国庫補助金の獲得にも積極的に取り組んでいる。平成 25（2013）年度から大学改革の基盤充実に組織的・体系的に取り組む大学を重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」が開始されているが、本学においては、平成 27（2015）年度より継続して支援対象校（タイプ 1・タイプ 2）に選定されており、さらに、平成 28（2016）年度には「教育研究活性化設備整備事業」補助金も獲得し、財政基盤をさらに強化している。

学園全体の過去5ヵ年収支状況

(千円)

消費収支計算書	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
帰属収入	4,324,346	4,100,184			
基本金組入	△134,914	△155,497			
消費収入	4,189,432	3,944,687			
消費支出	4,383,586	4,222,598			
消費収支差額	△194,154	△277,911			
帰属収支差額	△59,240	△122,414			

(千円)

事業活動収支計算書	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収入			4,024,093	4,049,641	4,018,438
経常支出			4,206,546	4,336,242	4,066,134
基本金組入			△170,024	△145,154	0
事業活動収入			4,032,950	4,067,044	4,027,220
事業活動支出			4,270,857	4,350,888	4,102,043
事業活動収支差額			△237,907	△283,844	△74,823
経常収支差額			△182,453	△286,601	△47,696

大学単独の過去5ヵ年収支状況

(千円)

消費収支計算書	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
帰属収入	924,770	888,795			
基本金組入	△6,924	△10,267			
消費収入	917,846	878,528			
消費支出	798,206	789,379			
消費収入超過額	119,640	89,149			
帰属収支差額	126,563	99,416			

(千円)

事業活動収支計算書	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収入			901,510	906,682	909,523
経常支出			785,360	803,932	825,728
基本金組入			△17,748	△37,568	0
事業活動収入			903,156	918,953	913,248
事業活動支出			835,360	804,999	847,238
事業活動収支差額			67,796	113,954	66,010
経常収支差額			116,150	102,750	83,795

◇エビデンス集 資料編

- 【資料 5-4-1】平成 29 年度 学校法人暁学園事業計画
- 【資料 5-4-2】平成 29 年度 学校法人暁学園予算編成について
- 【資料 5-4-3】第 6 次暁学園中期経営計画
- 【資料 5-4-4】計算書類（平成 25 年度から平成 29 年度）
- 【資料 5-4-5】平成 29 年度 学校法人暁学園財産目録
- 【資料 5-4-6】平成 30 年度 学校法人暁学園予算書

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年度までの 5 ヶ年は「第 6 次暁学園中期経営計画」及び「財政改善計画案」を基にした予算編成と「暁学園財政評価検討委員会」による検証を行う中で収支改善を行ってきた。平成 30(2018)年度からは、新たに始まる「第 7 次暁学園中期経営計画」に基づいた予算編成を行い、収支バランスの確保と磐石な財務基盤の構築に臨むが、平成 30(2018)年度以降も「暁学園財政評価検討委員会」による進捗状況の検証と助言を継続し、より一層適切な財務運営を確立させる。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年度までの 5 ヶ年は「第 6 次暁学園中期経営計画」及び「財政改善計画案」を基にした予算編成と「暁学園財政評価検討委員会」による検証を行う中で収支改善を行ってきた。平成 30(2018)年度からは、新たに始まる「第 7 次暁学園中期経営計画」に基づいた予算編成を行い、収支バランスの確保と磐石な財務基盤の構築に臨むが、平成 30(2018)年度以降も「暁学園財政評価検討委員会」による進捗状況の検証と助言を継続し、より一層適切な財務運営を確立させる。

## 5-5 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

会計処理は、学校会計基準を遵守し、学校法人暁学園経理規程、学校法人資金運用規程等に沿って適切に行っている。会計処理を行うにあたって問題等が生じた場合には、すぐさま監査法人に相談し、事柄によっては私学事業団経営相談室にも相談するなどして、適正な会計処理に努めている。

日々の会計業務は、各部署からの請求を会計担当者と会計課長がチェックし、事務局長決済で執行する流れになるが、本学では、学校法人全体を統括的に管理できる会計システムを導入しており、操作毎に権限を付与した上で伝票データの入力、決済、検索、出力等を行うなど、システム上のチェック機能も強化している。さらには、予算執行の状況を会計課だけでなく、各部署においても個別に確認できるシステムとなっているため、より適切な執行管理を可能にしている。本学が行っているこれらの会計処理のしくみについては、監査法人からも高い評価を得ている。

会計監査は、監査法人と監事によって行われている。監査法人の監査は、年間10日前後で、会計帳簿書類や証憑書類等をもとにして、会計処理の内容、予算執行、組織の運営状況、内部統制の検証など、年度比較も行いながら厳正に調査されており、指摘事項等があった場合には理事長へ報告するとともに、早急な対応を行うこととしている。

監事2人による監査は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第18条の定めに基づき、業務及び財務の状況についてヒアリングする形で調査を行っている。また、平成29（2017）年度からは毎月1回、理事長との面談を行っており、学校法人の経営状態のほか、教学面での運営状況についても意見交換を行っている。

#### ◇エビデンス集 資料編

【資料 5-5-1】平成29年度 監事による監査報告書

【資料 5-5-2】学校法人暁学園資産運用規程

【資料 5-5-3】学校法人暁学園経理規程

【資料 5-5-4】四日市看護医療大学研究費のハンドブック

#### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

監査については、平成27（2015）年12月24日付けで通知された「学校法人における会計処理等の適正確保について」にて大学の周辺団体の会計に対する管理体制の強化が求められている中、今後も複数チェックの体制を継続し、不正処理等がないよう常に細心の注意を払い適正処理を行っていく。

より厳格な処理を行うため、近い将来、学園内に「内部監査室（仮称）」を設置し、監査体制を強化する仕組みを構築したいと考えているところである。



### 【基準5の自己評価】

本学及びその設置者である本学園は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令を遵守し、学校法人の基本規則である「学校法人暁学園寄附行為」や「四日市看護医療大学学則」、「四日市看護大学大学院学則」等の組織倫理に関する種々の規程に基づき、適切な運営を行っている。

理事会は、本学の使命・目的の達成に向けて「常任理事会」を設けるなど使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備しており、「学校法人暁学園寄附行為」に基づき適切に運営されている。理事及び監事の選考に関しては、「学校法人暁学園寄附行為」及び「学校法人暁学園寄附行為施行規則」に規定されており、公正かつ適切に選考している。理事会への理事及び監事の出席状況は良好である。

評議員会は、「学校法人暁学園寄附行為」に基づき適切に運営されている。評議員の選考に関しては、「学校法人暁学園寄附行為」及び「学校法人暁学園寄附行為施行規則」に規定されており、公正かつ適切に選考している。評議員会への評議員の出席状況も良好である。教職員や卒業生からも評議員に選任されることが規定されており、評議員会が理事会に意見具申等をする仕組みも設けることで、運営の改善に反映させている。

また、平成26(2014)年2月18日の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正により、公的研究費不正事案に対してより実効性のある取り組みが求められることとなった。会計処理を適正かつ厳正に執行・管理することは言うまでもなく、規程等の整備や防止計画の策定、コンプライアンス教育の実施等、不正行為を事前に防止するための取り組みについても進めているところである。

## 基準 6 内部質保証

### 6-1 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2018年3月、学校法人暁学園本部より、第7次中期経営計画（2018-2022）が発表された。計画では5つの強化プランが規定されている。すなわち、①教育力強化プラン ②ネットワーク強化プラン ③募集戦略強化プラン ④教育環境強化プラン ⑤経営基盤強化プランである。本学においては、特に教育力強化プランおよびネットワーク強化プランが協調された。

計画実現のため、一部大学組織図が改変された。学長のリーダーシップを支える大学運営委員会、教授会、教育推進・学生支援センター、大学院研究科委員会、事務局などが明確に位置づけられた。また学長を補佐する副学長職が規定されている。

教授会の元には11の委員会が設置されている。教育推進・学生支援センターには事務部門のほか、3つの部門すなわち教育推進部門、学生生活部門、キャリア支援部門が置かれていて、それぞれの部門は複数の委員会を管轄している。

学部各種委員会は大別して3つである。学長を中心として執行部となる大学運営委員会など5つの委員会、教育推進・学生支援センター管轄の教務委員会などである。

大学院研究科委員会では、教育効果を上げるために教務担当者会議、自己点検・評価担当者会議、FD担当者会議、入試担当者会議、研究倫理担当者会議の、5つの担当者会議を置いて、大学院を担当する教員を適切に配置している。

教員組織では、基礎・教養科目群を担当する教員と、専門科目群を担当する教員を区分している。本学は一学部一学科（看護学科）であるため、特に看護学教員の構成に配慮している。専門領域は基礎看護学、成人看護学、母性看護学、小児看護学、老年看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学の8領域に区分している。公衆衛生看護学は保健師課程教育を担当する領域である。また、近接領域をまとめて5つの分野を設定することで、できる限り教員が交流できるように配慮している。さらに教員間の情報共有を促進するため、月に一度の学科会議（教員会議）を実施している。

以上の構成により、教育の場で発生した問題がすみやかに学長に報告され、適切な対応を取ることが可能な仕組みとなっている。

##### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

情報が流通する組織体制は整備できたが、その情報を活用して大学のガバナンスに生かす仕組みを充実させたい。

◇エビデンス（資料）

【資料 6-1-1】 第6次中期経営計画（2014～2017）

【資料 6-1-2】 大学組織図

【資料 6-1-3】 四日市看護医療大学運営委員会規程

【資料 6-1-4】 大学院研究科委員会規程

【資料 6-1-5】 暁高校・四日市看護医療大学高大連携協議会規程

## 6-2 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の内部質保証の活動を担う第一線の組織は、自己点検・評価委員会である。自己点検・評価委員会は年4回の会議を開催する。同委員会の主たる活動は、大学を構成するすべての部署へP D C Aサイクルに基づく一年間の活動報告書の提出を指示し、その分析と次年度への活動に関して提案書を作成することにある。各部署の活動報告書の分析結果は、教授会で報告され、また事前に学長のチェックを受けている。活動報告書の提出を求める対象は、各委員会、事務部門、基礎科目領域と8つの看護専門領域すべてにわたる。

内部質保証の活動を担う自己点検・評価委員会では、結果の分析と次年度への活動に向けての提案書を作成することが大切な役割であり、委員会における活動報告書の分析結果は、速やかに教授会で報告され、学長のチェックを受ける仕組みとしている。

また、本学は自治体（四日市市）との公私協力方式で開設した大学であり、開学時の支援のみならず、開学以降も奨学金や実習施設の提供など様々な支援を受けている中、奨学金の原資が四日市市の補助金であることから、大学の運営状況等を報告し、意見交換を行う「四日市看護医療大学運営協議会」という場を設け、毎年市のチェックを受けている。

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成28（2016）年度に「IR活動に関するガイドライン」を作成し、その目的や情報の収集等について教職員の認識を共有した。

奨学生入試と奨学生以外の入試で学業成績に差異が生じているか、卒業の要する総学修時間はどれほどかなど、結果を授業等に活かせる分析を進めているところである。

#### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会は適切に機能していると考えている。各部署の年次活動報告書及び3年に1度の自己点検・評価報告書の作成は、各業務の振り返りと改善策の立案に有効と考えており今後も継続していきたい。また、四日市市との大学運営協議会も継続し、様々な意見を聞きながら市と共により良い大学運営を確立していく。

また、各部署には多くの情報が分散しているため、それらの情報を一元管理し、大学の運営や学生指導に役立てたいと考えている。

今後のIR活動については、入学試験区分に応じた成績の分布や退学者の傾向など、多面的な分析を行っていく。

◇エビデンス（資料）

- 【資料 6-2-1】 四日市看護医療大学自己点検・評価委員会規程
- 【資料 6-2-2】 平成 28 年度 年次活動報告書
- 【資料 6-2-3】 I R 活動に関するガイドライン
- 【資料 6-2-4】 四日市看護医療大学運営協議会設置要綱

**6-3 内部質保証の機能性**

**6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性**

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

内部質保証のため学修成果の維持・向上が重要と考えられる。本学ではシラバスに記載されている評価基準による評価があり、科目担当教員は学期末に実施される試験によって設定した到達目標に学生がどの程度到達しているのかを厳格に査定する仕組みとしている。

また、教務委員会が中心となり「授業評価アンケート」を実施しており、全ての授業科目について学生がアンケートに回答し、その結果が教学課で集計され科目担当の教員に知らされる仕組みとなっている。評価や個別の意見に対しては、担当教員が意見や対応策をリフレクションペーパーに記載して教学課へ提出しなければならない仕組みとしており、授業内容の改善・向上に役立っている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後は学修成果の検証と工夫のため、卒業生に対するアンケートと就職先に対するアンケートを実施し、大学で身に付けた知識やコミュニケーション能力などがどれだけ職場で役に立っているかを調査するとともに、卒業生の就職先に対して、本学卒業生の知識やコミュニケーション能力・接遇などがどの程度できているかを調査し、結果を授業等へ反映させる仕組みを作りたいと考えている。

◇エビデンス（資料）

- 【資料 6-3-1】 平成 29 年度 授業評価アンケート

**[基準 6 の自己評価]**

平成 24（2012）年度の大学機関別認証評価の指摘「自己点検・評価の結果を全学的に共有するとともに、その結果を教育研究はじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築するよう改善が必要である。」を受けて、同年度以降に指摘事項の改善を図った。

平成 25（2013）年度から自己点検・評価の仕組み作りに取りかかり、自己点検・評価委員会から各部門単位の PDCA サイクルに基づく「年次活動報告書」を提出させ、その報告書に基づく問題点の洗い出し、改善方策の提言などを行うこととした。これにつ

いては毎年実施することを決定しており、現在に至っている。

また、指摘事項に基づき大学としての「自己点検・評価報告書」の作成に関しても 3 年ごとに作成することを決定し、年次活動報告書と併せて 3 年ごとの振り返りを自己点検・評価報告書で行うという効果的な制度が確立されたと考えている。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A 地域社会への貢献

##### A-1 四日市市との公私協力体制の整備

###### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

###### (2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学は四日市市からの要請を背景に、四日市市立四日市高等看護学院の発展的解消とともに、四日市市の公的資金を受けて設置された経緯から、四日市市とは強固な協力体制が整えられている。

まず、四日市市との連携による独自の奨学金制度「四日市看護医療大学育成会奨学金」である。四日市市の補助金を原資とし、卒業後に市内の医療機関において看護職に従事しようとする強い意志を持つ学生に対して授業料相当額を4年間貸与、卒業後5年間の市内の所定の医療機関に従事した場合、全額返還免除という制度を持っている。各学年30名、全体で120名がこの奨学金制度を利用している。

さらに、学生の主たる実習場所として市立四日市病院や四日市市保健所の全面的な協力を得ている。市立四日市病院は救命救急センターを擁する三重県北勢部の最大の高機能急性期病院である中、実習のための受け入れ体制として、大学で修得した理論が現場での経験と結びつき、生きた知識として身につくようプログラムが組み立てられており、極めて有意義で貴重な知識の習得と経験を積むことができている。一方、病院からは本学の科目講義への講師派遣など、教鞭においても協力を得ているところである。

オープンキャンパスの際には奨学金の制度を含めた協力体制の概要を受験希望者や保護者に対して、四日市市の幹部職員から公私協力体制について説明する機会が設けられているほか、市立四日市病院では本学学生への就職説明会を独自開催するなど、特に連携が図られている。

また、四日市市ではすべての市民が安心して暮らせる街づくりを目指し、市の地域医療を構築するための中心的議論の場である「安心の地域医療検討委員会」が設置され、本学名誉学長の河野啓子はその委員長を務めるなど、四日市市の地域医療推進に深く参画している。

###### (3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

平成23(2011)年3月に開学後初の卒業生を社会に送り出して以降、育成会奨学金が毎年市立四日市病院へ就職を果たすとともに、三重県立総合医療センターや羽津医療センターなどの地域の中心的医療機関、四日市市や鈴鹿市、松阪市などの自治体への就職を果たしている。今後も多くの優秀な学生が地元で活躍できるよう支援を行うとともに、四日市市の様々な分野における各委員会等に対して、本学教員が最大限の協力をしていく。

◇エビデンス集 資料編

【資料 A-1-1】 四日市看護医療大学育成会会則、奨学金貸与規程

【資料 A-1-2】 四日市看護医療大学ホームページ（育成会奨学生について）

## A-2 生涯学習の拠点

### A-2-1 四日市看護医療大学公開講座等の実施

#### (1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

#### (2) A-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学としては、公開講座等の開催を通じて地域社会への生涯学習機会の拡大を図り、看護・医療の知識等の知的財産を社会に開放し、複雑・多様化した時代にふさわしい教育プログラムを発信している。

#### (3) A-2 の改善・向上方策(将来計画)

公開講座等については、今後も知的財産を社会へ開放するという観点に立ち、今後も社会のニーズに合った内容を実施し、より進展させていく。

◇エビデンス集 資料編

【資料 A-2-1】公開講座等実施一覧 (H27～29)



## A-3 人的資源の提供

### A-3-1 大学が持つ人的資源の地域社会への提供

#### (1) A-3 の自己判定

「基準項目 A-3 を満たしている。」

#### (2) A-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

大学の人的資源を地域に還元することは、開学の経緯からも当然の責務であると考えている。

本学では、四日市市をはじめ近隣自治体および三重県等の行政機関からも各種委員会委員等への就任要請に応じ、自治体への協力を最大限行っている。

四日市市に関する就任状況はエビデンス集で示す通りである。委員就任や啓発事業への参画などがあるが、資料での提示以外にも四日市市消防団での活動、地域への防災啓発活動など様々な関わりを続けている。

#### (2) A-3 の改善・向上方策(将来計画)

大学と地域社会との連携を維持し強化していくため、地域社会が大学に求めていることを十分認識し、単なる専門教育を行う場に留まらず、地域社会において不可欠な存在となるよう自治体とも連携を深めながら更に相互協力を進めていく。

#### ◇エビデンス集 資料編

【資料 A-3-1】委員会等就任一覧（平成 27 年度）

【資料 A-3-2】委員会等就任一覧（平成 28 年度）

【資料 A-3-3】委員会等就任一覧（平成 29 年度）

#### 〔基準 A の自己評価〕

公私協力体制にて設置された大学であるという認識は浸透しつつあり、全ての教職員が自治体と協力しようとする意識を高く持ち、それぞれ持つ知識や能力を地域貢献という形で社会へ還元していこうとする認識は高まってきている。

四日市市から育成会奨学金（補助金）制度をはじめ、実習施設の提供、講師の派遣等を受ける一方、本学から看護の人材育成や生涯学習、各種委員就任に基づく学識経験の提供等を行うという相互協力体制も良好な形で継続している。

今後も大学が地域発展のため不可欠な存在であると自治体や地域住民の方々から評価されるよう、今後も地域や地元自治体との連携を深める中で、地域貢献のより良いあり方を探求しながらその役割を果たしていく。

V 特筆事項

自治体への公務員輩出割合

本学は「公私協力方式」で四日市市の支援を受け設立された大学であり、地域社会への貢献を重要視していることから、より地域貢献度が高いと考えられる市立四日市病院をはじめとする公務員（看護師、保健師、助産師）の就職率を高水準で確保していくことを目標としている。

具体的には、就職者の平均40%を水準に公務員として地域社会へ輩出していくことを常に意識しており、その目標は達成されていると判断している。

公務員就職数及び就職率（直近3年間）

卒業年	就職者数	公務員数	割合 (%)	備考
2016	111	52	46.8	市立四日市病院、松阪市民病院、岡崎市民病院、春日井市民病院、市立恵那病院、三重県ほか
2017	109	47	43.1	市立四日市病院、一宮市立市民病院、半田市立半田病院、松阪市民病院、津市、松阪市ほか
2018	100	47	47.0	市立四日市病院、三重県立総合医療センター、市立伊勢総合病院、一宮市、飛島村ほか
計	320	146	45.6	

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	本学の目的は学則第 1 条に規定している。	1-1
第 85 条	○	本学の学部は学則第 4 条に規定している。また、大学院は大学院学則第 4 条においてそれぞれ規定している。	1-2
第 87 条	○	修業年限は学則第 8 条に規定している。	3-1
第 88 条	—	該当なし	3-1
第 89 条	—	該当なし	3-1
第 90 条	○	入学資格については学則第 11 条に規定し、厳格に運用している。	2-1
第 92 条	○	学長、教授そのほかの教員、事務職員については学則第 53 条、第 53 条の 2、第 54 条に規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会については学則第 56 条及び「四日市看護医療大学教授会規程」に規定している。	4-1
第 104 条	○	学位の授与については学則第 37 条及び「四日市看護医療大学学位規程」に規定している。	3-1
第 105 条	○	履修証明プログラムの制度を有し毎年募集している。	3-1
第 108 条	—	該当なし	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価については学則第 2 条及び「四日市看護医療大学自己点検・評価委員会」により規定している。また、認証評価は 7 年に 1 度受審している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動は公式サイトにおいて公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 53 条に規定している。	4-1 4-3
第 122 条	—	該当なし	2-1
第 132 条	—	該当なし	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則記載事項について、第 3 章で学年、学期及び休業日について、第 6 章で教育課程及び履修方法等、学習の評価について、第 7 章で休学、転学、留学、退学及び除籍について、第 8 章で卒業及び学位について、第 9 章で賞罰、第 11 章で検定料、入学金、授業料等について、それぞれ規定している。	3-1 3-2
第 24 条	○	「学籍簿」「個人成績表」「健康診断結果」により保存および管理をし	3-2

四日市看護医療大学

		ている。	
第 26 条 第 5 項	○	学生に対する懲戒の手続きについては、学則第 39 条に規定し厳格に運用している。	4-1
第 28 条	○	備えるべき表簿については管轄部署において作成し、保管管理している。	3-2
第 143 条	—	該当なし	4-1
第 146 条	—	該当なし	3-1
第 147 条	—	該当なし	3-1
第 148 条	○	在学年限については学則第 9 条に規定している。	3-1
第 149 条	—	該当なし	3-1
第 150 条	○	入学資格については学則第 11 条に規定している。	2-1
第 151 条	—	該当なし	2-1
第 152 条	○	自己点検・評価については学則第 2 条および「四日市看護医療大学自己点検・評価委員会」により規定し、実施している。	2-1
第 153 条	—	該当なし	2-1
第 154 条	—	該当なし	2-1
第 161 条	—	該当なし	2-1
第 162 条	—	該当なし	2-1
第 163 条	○	学年は学則第 5 条において、学期は学則第 6 条においてそれぞれ規定している。	3-2
第 164 条	○	基準時間(120 時間)を履修する内容となっている。	3-1
第 165 条の 2	○	それぞれディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーとして規定している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価に用いる評価基準、項目及び評価の視点については、日本高等教育評価機構が定める評価基準を用いて実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動は公式サイトにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	卒業証書については学則第 37 条に規定されており、学位記として授与する。	3-1
第 178 条	—	該当なし	2-1
第 186 条	—	該当なし	2-1

大学設置基準

四日市看護医療大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	設置基準を遵守している。	6-2 6-3
第2条	○	学部、学科の教育目的は学則第1条に規定している。	1-1 1-2
第2条の2	○	入学者選抜は「四日市看護医療大学入試委員会規程」に則り、厳格に実施している。	2-1
第2条の3	○	各委員会は教員と職員により組織され、教職協働により運営している。	2-2
第3条	○	大学設置基準に則って組織されている。	1-2
第4条	○	大学設置基準に則って組織されている。	1-2
第5条	—	該当なし	1-2
第6条	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教員組織は大学設置基準を満たす内容で運営している。	3-2 4-2
第10条	○	授業科目はその内容により適切に担当教員を配置し、開講している。	3-2 4-2
第11条	—	該当なし	3-2 4-2
第12条	○	本学の専任教員はすべての教員が本学のみ専任教員である。	3-2 4-2
第13条	○	本学の専任教員数は基準4-2-1で述べたとおり、大学設置基準を満たしている。	3-2 4-2
第13条の2	○	本学の学長は、その履歴、業績を理事会において審議され学長として認められたものである。	4-1
第14条	○	教授の資格については大学設置基準に基づき、「四日市看護医療大学専任教員等任用基準」に規定している。	3-2 4-2
第15条	○	准教授の資格については大学設置基準に基づき、「四日市看護医療大学専任教員等任用基準」に規定している。	3-2 4-2
第16条	○	講師の資格については大学設置基準に基づき、「四日市看護医療大学専任教員等任用基準」に規定している。	3-2 4-2
第16条の2	○	助教の資格については大学設置基準に基づき、「四日市看護医療大学専任教員等任用基準」に規定している。	3-2 4-2
第17条	○	助手の資格については大学設置基準に基づき、「四日市看護医療大学専任教員等任用基準」に規定している。	3-2 4-2
第18条	○	大学設置基準に基づき、適切に定められている。	2-1

四日市看護医療大学

第 19 条	○	教育課程は本学の教育目的、カリキュラムポリシーに基づき適切に編成している。	3-2
第 20 条	○	学部学科における教育課程は学則第 6 章教育課程及び履修方法等の各条において適切に定められている。	3-2
第 21 条	○	単位の計算方法は学則第 20 条に規定している。	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業期間は学則第 21 条に規定している。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業は、学則第 20 条の計算方法により必要な時間数を実施している。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数は授業の内容によって適切に構成されている。	2-5
第 25 条	○	授業は講義、演習、実習の併用により行っている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	成績評価基準等の明示等については、入学時に学生に配布するシラバスに明記している。	3-1
第 25 条の 3	○	教育内容等の改善のための組織的な研修等については、FD 委員会がその内容を審議し、FD・SD研修を適切に実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	○	単位の授与については学則第 22 条に規定され、適切に運用している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修単位の上限については、入学時に学生に配布する学生便覧・シラバスに明記し、指導している。	3-2
第 28 条	○	他の大学または短期大学における授業科目の履修等については学則第 24 条に規定している。また 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	3-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等における学修については、学則第 25 条に規定している。また 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定については学則第 26 条に規定している。また 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし	3-2
第 31 条	○	科目等履修生については学則第 41 条及び「四日市看護医療大学科目等履修生規則」に規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件については学則第 27 条に規定している。	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	○	本学の校地は基準 2-5-1 で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	2-5
第 35 条	○	本学の運動場は基準 2-5-1 で述べたとおり大学設置基準を満たし	2-5

四日市看護医療大学

		ている。	
第 36 条	○	本学の校舎施設は基準 2-5-1 で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条	○	本学の校地面積は基準 2-5-2 で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	本学の校舎面積は基準 2-5-2 で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館の資料及び図書館については基準 2-5-2 で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	2-5
第 39 条	—	該当なし	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし	2-5
第 40 条	○	機械、器具等については基準 2-5-2 で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究環境の整備については基準 2-5-2 及び基準 4-4-4 で述べたとおり大学設置基準を満たしている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称については本学の建学の精神、目的を現した明確な名称となっている。	1-1
第 41 条	○	事務組織については教学において必要な組織を配置している。	4-1 4-3
第 42 条	○	厚生補導の組織として教育推進・学生支援センターを置いている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制として基準 2-3-3 で述べたとおり学生を支援している。	2-3
第 42 条の 3	○	研修の機会等について、SD 研修または外部機関が開催する研修を積極的に活用し、能力及び資質の向上を図っている。	4-3
第 43 条	—	該当なし	3-2
第 44 条	—	該当なし	3-1
第 45 条	—	該当なし	3-1
第 46 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし	2-5
第 48 条	—	該当なし	2-5
第 49 条	—	該当なし	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし	4-2
第 57 条	—	該当なし	1-2
第 58 条	—	該当なし	2-5

四日市看護医療大学

第 60 条	—	該当なし	2-5 3-2 4-2
--------	---	------	-------------------

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の学位授与の要件は学則第 37 条および「四日市看護医療大学学位規程」に規定している。	3-1
第 10 条	○	専攻分野の名称については、学位規程に規定している。	3-1
第 13 条	○	論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関して必要な事項については学生便覧・シラバスに明記している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 35 条	○	役員については基準 5-2 で述べたとおり適切に運営している。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については基準 5-2 で述べたとおり適切に運営している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務については基準 5-2、基準 5-3-1 及び基準 5-3-2 で述べたとおり適切に運営している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については基準 5-2 で述べたとおり適切に実施している。	5-2
第 39 条	○	本学園の監事は、本学の理事、評議員又は学校法人の職員をかねておらず、適切に運営している。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については、「学校法人暁学園 寄附行為第 12 条」に規定している。	5-2
第 41 条	○	評議員会については基準 5-2、基準 5-3-1 及び基準 5-3-2 で述べたとおり適切に運営している。	5-3
第 42 条	○	評議員会の諮問事項は「学校法人暁学園 寄附行為第 24 条」に規定され、適切に運用している。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等として「学校法人暁学園 寄附行為第 25 条」に規定され、適切に運用している。	5-3
第 44 条	○	評議員会の選任については「学校法人暁学園 寄附行為第 26 条」に規定され、適切に運用している。	5-3
第 45 条	○	寄附行為変更については法に基づき適切に申請または届出している。	5-1
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告については基準 5-2 で述べたとおり適切に実施している。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧については「学校法人暁学園 寄附	5-1



四日市看護医療大学

		行為第 38 条」に規定され、適切に運用している。	
第 48 条	○	会計年度は「学校法人暁学園 寄附行為第 40 条」に規定され、適切に運用している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	本大学院の目的は大学院学則第 1 条に規定している。	1-1
第 100 条	○	本大学院の研究科は大学院学則第 4 条に規定している。	1-2
第 102 条	○	本大学院の入学資格は大学院学則第 13 条に規定している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	本大学院の入学資格は大学院学則第 13 条に規定している。	2-1
第 156 条	—	該当なし	2-1
第 157 条	—	該当なし	2-1
第 158 条	—	該当なし	2-1
第 159 条	—	該当なし	2-1
第 160 条	—	該当なし	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	設置基準を遵守している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	研究科の教育目的は大学院学則第 1 条に規定している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者選抜は大学院学則第 15 条に則り厳格に実施している。	2-1
第 1 条の 4	○	看護学研究科の組織は教員と職員の教職協働により適切に運営している。	2-2
第 2 条	○	本大学院の課程は大学院学則第 4 条に規定している。	1-2
第 2 条の 2	○	本大学院は教育方法の特例として大学院学則第 27 条に規定している。	1-2
第 3 条	○	本大学院の修業年限は大学院学則第 9 条に規定している。	1-2
第 4 条	—	該当なし	1-2
第 5 条	○	本大学院の研究科は大学院学則第 5 条に規定している。	1-2
第 6 条	○	本大学院の専攻は大学院学則第 5 条に規定している。	1-2
第 7 条	○	必要な教員数を満たしている。	1-2

四日市看護医療大学

第7条の2	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第8条	○	大学院の教員は学部の教員が兼任し、必要な教員を置いている。	3-2 4-2
第9条	○	設置基準に定める資格を有する教員を配置している。	3-2 4-2
第10条	○	本大学院の収容定員は大学院学則第5条に規定している。	2-1
第11条	○	教育上の目的を達成するため体系的に教育課程が編成されている。	3-2
第12条	○	大学院の教育の方法及び授業科目は大学院学則第18条および別表1に規定している。	2-2 3-2
第13条	○	研究指導は設置基準に定める資格を有する教員が行っている。	2-2 3-2
第14条	○	教育方法の特例については大学院学則第27条に規定している。	3-2
第14条の2	○	成績評価基準等の明示等についてはシラバス、学生便覧により明示されている。	3-1
第14条の3	○	教育内容等の改善のための組織的な研修等については、FD担当者会議がその内容を審議し、適切に実施している。	3-3 4-2
第15条	○	大学院学則に規定し、適切に準用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	修了要件については大学院学則第38条に規定されている。	3-1
第17条	—	該当なし	3-1
第19条	○	学内施設等については基準2-5-2で述べたとおり、大学院設置基準を満たしている。	2-5
第20条	○	機械、器具等については学部と共有しており、基準2-5-2で述べたとおり、大学院設置基準を満たしている。	2-5
第21条	○	図書等の資料および図書館については基準2-5-2で述べたとおり大学院設置基準を満たしている。	2-5
第22条	○	学内施設等については学部と共有している。	2-5
第22条の2	—	該当なし	2-5
第22条の3	○	教育研究環境は共有部分が多いため、大学全体の計画により順に整備している。	2-5 4-4
第22条の4	○	研究科の名称は大学院の教育目的を現した明確な名称となっている。	1-1

四日市看護医療大学

第 23 条	—	該当なし	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし	2-5
第 29 条	—	該当なし	2-5
第 31 条	—	該当なし	3-2
第 32 条	—	該当なし	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	—	該当なし	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし	4-2
第 42 条	○	大学院の事務は事務局が担っている。	4-1 4-3
第 43 条	○	研修の機会等について、SD 研修または外部機関が開催する研修を積極的に活用し、能力及び資質の向上を図っている。	4-3
第 45 条	—	該当なし	1-2
第 46 条	—	該当なし	2-5 4-2

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	学位の授与については大学院学則第 41 条に規定している。	3-1
第 4 条	—	該当なし	3-1
第 5 条	○	学位授与に係る審査は本学の教員が行っている。	3-1
第 12 条	—	該当なし	3-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。